

④ 景気変動や市場の変化に機動的に対応する「調節弁」としての役割を演ずる。

1-5 中小企業政策の必要性

国により、産業によっては、ある時期に大企業の発展が中小企業や零細企業の発展を阻害し、あるいは駆逐することになった例も少なくない。しばしば経済学者によって指摘されてきた「独占の形成」はそれに当たる。

しかし、大企業の発展が中小企業の発展を阻害し、駆逐するような形での産業発展は、「独占」の形成によって消費者に不利益を及ぼし、「すき間」の需要への対応が困難となり、さらに補完的な業務分野の中小企業を失うことによって大企業自身の活動にとっても不都合となるなど、経済・産業の発展にとって不利益を生じるとの認識が徐々に広がってきた。これにともなって、望ましい経済発展の目標、あるいは産業構造上のバランスと矛盾する中小企業の現実が認識され、それを克服する手段として「中小企業政策」が登場してきた。

日本では、早くから各種の中小企業施策が行われていたが、産業政策の柱として中小企業政策が確立するようになったのは、比較的新しい。それは1963年の中小企業基本法の制定が契機である。わが国の中小企業政策の基本的理念も、この中小企業基本法に明らかにされている。

中小企業基本法は、その前文にあたる付則において、中小企業が「鉱工業生産の拡大、商品の流通の円滑化、海外市場の開拓、雇用機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の安定に貢献してきた」ことを評価するとともに、「国民経済の成長発展と国民生活の安定上にとって、今後も変わることなくその重要性を保持していくもの」であると位置付けている。そして、このような中小企業に対して「小規模企業従事者の生活水準が向上するよう適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的・社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業の創意工夫を尊重し、その自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図る」政策を行うことが国民に課せられた義務であるという基本理念を明記している。

以上の理念に基づいて、さらに基本法は総則において中小企業政策の目標として次の3点をあげている。

- (1) 中小企業の経済的・社会的制約による不利の是正。
- (2) 中小企業の自主的努力の助成。
- (3) 企業間における生産など諸格差の是正による中小企業の発展とその従事者の経済的・社会的地位の向上。

これら三つの政策目標を達成するための必要な施策として、中小企業基本法の第3条には、次の諸点を列記している。

- (1) 設備の近代化（近代化設備の導入など）
- (2) 技術の向上（技術の研究開発、技術者及び技能者の養成など）
- (3) 経営管理の合理化（近代的経営管理方法の導入、経営管理者能力の向上など）

- (4) 中小企業構造の高度化（企業規模の適性化、事業の共同化、工場・店舗などの集団化、事業の転換および小売業における経営形態の近代化など）
- (5) 取引条件の不利補正（過度競争の防止及び下請け取引の適正化など）
- (6) 需要の増進（輸出振興など）
- (7) 事業活動の機会の適正な確保（中小企業者以外の者の事業活動の調整など）
- (8) 労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上、必要労働力の確保

そして、これらの政策を行うために政府が法制上及び財政上の措置をしなければならないこと、また中小企業の動向及び行った施策について国会に毎年報告することを義務づけている。

以上のような必要施策を、中小企業基本法はさらに次のように体系化している。

- (1) 中小企業構造の高度化（設備の近代化、技術の向上、経営管理の合理化、企業規模の適正化、事業共同化、事業の転換、労働関係の適正化）
- (2) 事業活動の不利の是正（過度競争の防止、下請取引の適正化、事業活動の機会の確保、国等からの受注機会の確保、輸出の振興、輸入量との関係調整）
- (3) 小規模企業の経営改善などの特別措置
- (4) 金融、税制等の特別措置（資金の融資の適正円滑化、企業資本の充実）
- (5) 行政機関及び中小企業団体の整備（中小企業行政に関する組織整備、中小企業団体の整備）

以上のような中小企業基本法の制定によって新しい制度がつくられ、政策として体系化されることになった。そして、その後も時代の変化に対応してさらに新しい制度もつくるなどして、いっそう整備・拡充して今日に至っている。

中小企業振興の中心的機関となっている中小企業庁では、日本の中小企業施策を現行の法律及び制度を表Ⅳ-1の通り体系的に整理している。つまり、日本の中小企業政策は、中小企業が中小企業であるために不利な状態におかれなようにするとともに、金融・税制上の指導等によって安定的に発展できるよう、とくに時代の変化に対応して発展できるよう、中小企業の自助努力を支援する各種の制度を整備するとともに、量的に非常に多い零細企業に対しては特別に配慮した施策を行っている。

表IV—1 日本の中小企業施策の体系

1. 中小企業の近代化・高度化	
(1) 業種別近代	産業別中小企業近代化対策 (中小企業近代化促進法)
(2) 高度化融資	中小企業事業団による融資制度 (中小企業振興資金助成法)
(3) 経営資源の充実	国, 地方自治体, 中小企業事業団などによる診断指導情報提供, 研修, 技術振興, 国際化指導制度 (中小企業指導法)
(4) 組織化	共同化, 協業化の推進制度 (中小企業等協同組合法)
(5) 中小商業, サービス業対策	振興, 商業調整 (中小小売商業振興法, 商店街振興組合法, 小売商業調整特別措置法)
(6) 事業転換	事業転換対策 (中小企業事業転換対策臨時措置法)
(7) 地域中小企業対策	産地中小企業, 地場産業, 特定業種関連地域などの中小企業対策 産地中小企業対策臨時措置法, 特定不況地域中小企業対策臨時措置法, 特定業種関連中小企業対策臨時措置法)
2. 経営の安定	
(1) 金融支援	政府系金融機関融資, 中小企業体質強化資金助成, 信用補完制度
(2) 税制上の措置	軽減税率, 事業主報酬, 特別償却, 準備金などの制度
(3) 自己資金充実	中小企業投資育成株式会社の投資
(4) 倒産防止	倒産防止共済, 融資, 相談, 保証などの制度
3. 事業活動の不利補正	
(1) 下請企業振興	下請代金支払遅延防止, 下請取引あっせん及び公正化
(2) 官公需の確保	官公需への中小企業の参加
(3) 事業活動の適正化	分野の調整 確保 (中小企業分野調整法, 大規模小売店舗法, 小売商業調節特別措置法, 中小企業団体の組織にかんする法律, 中小企業等協同組合法)
4. 小規模企業対策	
(1) 経営改善普及事業	商工会, 商工会議所等による経営指導制度
(2) 個別相談, 指導制度	小規模企業指導官の指導
(3) 小企業経営改善資金融資制度	無担保, 無保証人融資
(4) 設備近代化資金制度	設備近代化のための資金投資, 設備貸与
(5) 小規模企業共済制度	廃業等のための共済制度

出所) 藤田敬三・竹内正己編, 「中小企業論」 有斐閣, 1987

1-6 タイの中小企業政策

国家経済社会開発庁（NESDB）発表の第5次5カ年開発計画（1982～1986）は、国民経済の長期安定を計るための重要な開発目的を、「極貧の救済と地方未開地域の開発」および「農業および工業部門の生産方式の再構築」に置き、そのために次の政策および手法を定めて、零細・家内工業の助成を計ることとした。

- ① 家内工業の生産性向上政策の改善および強化。これによって政府は、小規模工業に基本的な便益を与えることになる。これら基本的便益には、訓練、金融および市場拡大のための援助が含まれる。
- ② 工業の地方分散政策を強化、助長することにより、小規模工業の数および種類の創出を計る。とくに農産物、織物、工作機械、手工芸品等の輸出向けならびに地方生産を優先的に助長する。また、零細・家内工業を助成するため、次の様な2つの目標を定めた。
 - ① 国内全般にわたる地方住民の年間所得の増大を計る。その主要収入源は、家内工業と手工芸工業にある。
 - ② 地方における家内工業または小工業の数の増大を計り、5年以内に約40万人の雇用機会、すなわち、年間8万人分の新規雇用を創出する。

計画目標を達成するために、工業省の工業振興局（DIP）は、政府の政策を実施するための一連のプロジェクトを実施してきた。

工業省の1部門である産業サービス機構（ISI）は、政府の中小企業助成策を推進する機関である。工業省と国連開発計画との共同プロジェクトとして66年に設置され、技術情報・コンサルティング・サービスを供与し、かつ広範囲の軽工業活動に関するセミナーや訓練を実行してきた。このほか、輸入品に代わる低廉かつ適切な機械および設備を開発し、かつ工業部門における技術、労働力および金融の要件を評定するための技術・経済的調査を行う、小企業に技術、経営、貿易に関する訓練を供与するなどの機能も果たしている。

他方、中小企業への融資を取り扱う小企業金融部（Small Industries Finance Office, SIFO）および、タイ国産業金融公社（Industrial Finance Corporation of Thailand, IFCT）の二つの公共金融機関が活動している。

このうち、SIFOの主たる目的は、手工芸等の家内・零細企業に対し、比較的低利で資金援助を行い、かつ技術援助を供与することにある。

もうひとつのIFCTは、民間企業の設立、拡張および近代化など、タイの経済発展に有用な各種製造プロジェクトに融資することとを目的としている。

しかし、これら一連の中小企業政策は、これまでのところ、タイの工業化の進展、輸出産業の急成長などに見合うだけの効果を上げているとはいえない。それは、大企業や外資系企業がBOIの投資奨励措置から引き出している一連のメリットに比べて、中小企業政策で与えているメリットがまだ小さいこと、IFCTやSIFOを通じての制度金融が必ずしも期待したほどの効果をあげて

こなかったことなど、多くの理由がある。

しかし今や、タイのいくつかの産業分野では、輸出産業として、あるいはそのサポーター・インダストリーとして、中小企業が重要な役割を果たすべき段階に至っている。それらが輸出産業の急成長から大きく立ち遅れている現状は、タイの工業化の進展にとって、大きな制約、障害となる可能性もある。

とくに金型、玩具産業は、中小企業が成長し、活躍するにふさわしく、しかもタイの工業化や輸出振興に欠かせない重要な産業である。この両産業分野で中小企業の振興を図ることは、今日のタイにとって緊急の課題というべきであろう。

1-7 産業政策におけるセクター・アプローチ

タイの金型、玩具産業の現状に関連して、もう一つ指摘できるのは、セクター・アプローチ、つまり重要な特定の産業分野を対象としてその振興を図る政策の必要性である。現在のタイでは、BOI (Board of Investment) の投資奨励策がほとんど唯一の産業振興策として機能しており、そこには「奨励業種」の指定こそあるものの、特定の産業分野を育成することは目標とされてはおらず、また実際にその方向での効果も表れているとはいえない。

先進工業諸国のいくつか、あるいは韓国や台湾では、産業発展の過程で重要な「基幹産業」や「戦略産業」、「輸出産業」などの育成を図るためのセクター別振興策をとってきた。その一般的な方法は、重要な業種を選定し、そこに金融、税制、関税上の優遇措置、あるいは原材料やエネルギーの供給、研究開発などでの支援を与えるというものであった。その中には、目標通りの成果をあげえなかったケースも少なくないが、結果的に成功したとみられるケースも多い。

中小企業政策の中でも、多くの中小企業が活動する分野、あるいは中小企業に適するとみられる産業分野などを対象として、業種別の振興策が講じられたケースは少なくない。日本の中小企業政策では、いくつかの業種を指定して「中小企業近代化計画」を実施した経験がある。

セクター・アプローチの一つの重要な前提は、一連の振興措置を、選定された「特定の産業部門」を対象として、「一定の期間に限定して」講じるという点にある。経済・産業発展の各段階ごとに、各国にとっての「重要な産業分野」が変わっていくためであり、また一定期間を限って一連の振興策を集中的に与えることによって、より大きな効果を生みだせると考えられるためである。

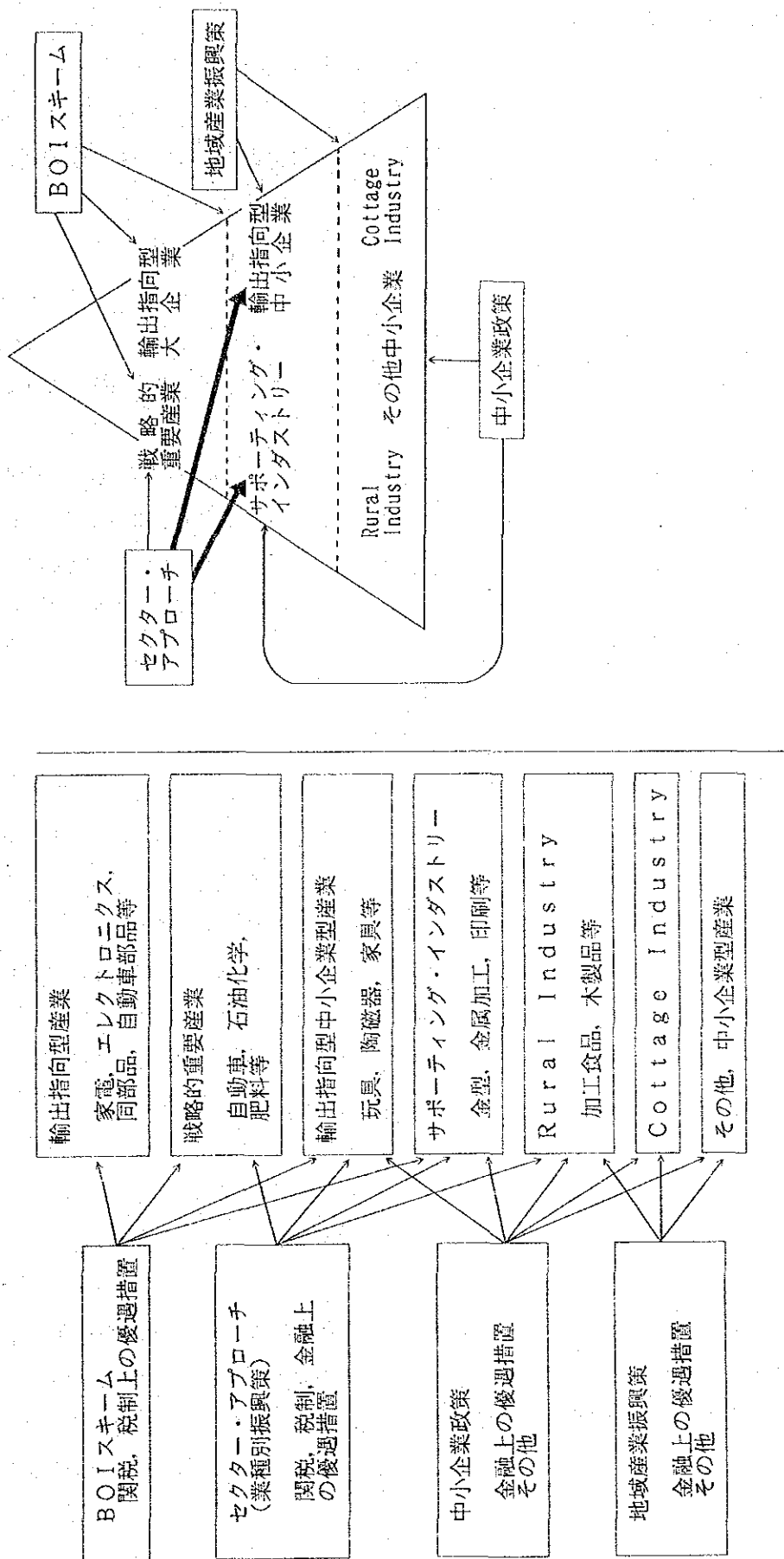
日本を含む先進工業諸国での経験では、全般的な中小企業政策が永続的な政策スキームとして設定されており、もう一方で時限的な政策スキームとしてのセクター別振興策が講じられてきた。また一般的に、全般的な中小企業政策に与えられる優遇措置は「広く浅く」、セクター別振興策に対しては「狭く深い」優遇策が与えられてきた。

従って、重要な産業分野に属する中小企業は、この両方の政策スキームを「合わせて活用できる」ことにもなった。

タイの金型産業が輸出産業のサポーター・インダストリーとしてきわめて重要な役割を帯び

ていること、玩具産業が輸出産業としての大きな成長の可能性を秘めていることからみて、この二つの産業は、その主流を占める中小企業に対しての振興策と同時に、この二つの業種に限っての時間的なセクター別振興策を実施していくことが、タイ産業発展にとって必要であり、また効果的でもあると考えられる。

図IV-2 タイの産業政策, 4通りのアプローチ



2. 政策と産業の現状と問題点

2-1 産業振興策

タイの産業振興策の現状と問題点を、金型、玩具の両産業に共通する点から考察すると、およそ以下のようにまとめることができる。

<投資奨励策>

タイでは、BOIによる投資奨励が産業振興に中心的な役割を果たしている。ここ数年の急速な工業化の進展に、BOIの投資奨励措置によるインセンティブが大きな効果を発揮していることは確かである。

しかしその反面、この措置は、個別審査による認可を通じておこなわれ、より効果の大きい案件を優先的に扱う傾向が強いため、タイの産業界に多数を占める既存の中小企業や零細企業には活用しにくい。そのため、中小企業を含む幅広い産業層の育成には役立っていない。また、とくに輸出産業の発展に必要なサポーティング・インダストリーの発展が遅れているのも、そこに原因の一つがあると考えられる。

<産業振興>

次に、産業振興全般については、タイの工業省は伝統的に技術指導に重点をおいた組織になっており、その点では大きな役割を果たしてきた。しかしその反面、産業育成のための政策の立案・実施については経験、実績が少なく、機能も未熟である。また、産業振興を立案・具体化するうえでは、しばしば業界団体が大きな役割を果たすが、タイでは、メーカーをオーガナイズする業界団体が弱体である。さらに産業政策での遅れの一貫として、中小企業育成のための制度・政策が不備である。

これらの諸点も、中小企業やサポーティング・インダストリーの立ち遅れにつながり、金型、玩具産業の発展にとっての障害にもなっていると考えられる。

<税制>

タイでは、あらゆる商業取引の段階に課税される取引高税制度がとられている。この制度は、かつてEC諸国でも議論があったように、産業発展にとって欠点の多い制度である。つまり、社内で原料→材料→部品→完成品への工程を備えるような大企業に比べて、中小企業は各取引段階で累積して課税されることとなり、中小企業には不利に働いているというわけである。これも中小企業やサポーティング・インダストリーの立ち遅れを招く大きな理由の一つになっていると考えられる。

<金融>

タイには、体系的な中小企業政策はまだないが、中小企業の育成を意図した制度金融として、I F C T（産業金融公社）、S I F O（工業省小規模金融部）による融資制度がある。

しかし、少なくとも従来は、これらの制度金融を受けるための事務手続きの複雑さに企業側が対応できず、またそれに対応した信用補完制度も不備である事、さらに資金不足、支店網とスタッフが不足している事、金利レベルもそれほど低くないことなどから、期待されたほどの効果をあげることができないままである。

<情報>

これらとは別に、タイの産業界では一般に情報の不足が深刻である。これは、独立した言語を持つ発展途上国にはしばしば生ずる問題であり、これを克服するには、政府や公的機関による精力的な情報収集、提供活動が必要と考えられる。

しかし、今日のタイでは、公的機関、業界団体等による中小企業への情報提供活動が未発達である。そのため、工業の急速な発展期にありながら、とくに中小企業や零細企業では、経営に必要な情報が量、質ともに圧倒的に不足している。そのうえ、中小企業では、情報不足のためそれぞれの経営や技術が国際的にどのレベルにあるかを知らず、経営改善への必要性も認識されていない。それも中小企業の立ち遅れにつながる重要な理由の一つになっていると思われる。

2-2 輸出振興策

<税制・関税>

タイでは、B O Iの投資奨励措置によって、輸出型産業での投資に対する税制、関税上の優遇措置があり、それが輸出振興の効果をあげている。また、それ以外にも輸出企業に対しては原材料の輸入、国内取引について税・関税の還付制度がある。

しかし、B O Iの投資奨励措置は、前にも述べたような「限定された企業」にしか活用できない。また、それ以外の企業に対する税・関税の還付制度は、（最近ではかなり改善されているといわれるが）、手続きのはん雑さ、還付されるまでの期間の長さなどが問題とされてきた。

<輸出金融>

他方、輸出金融については、中央銀行による輸出リファイナンス制度がある。しかし、それを主として利用しているのは、タイの伝統的な輸出品である米など一次産品の輸出企業であり、工業品の輸出企業の利用はまだ相対的に少ない。そのため製造業分野では、とくに中小の輸出業者が高利の資金に依存しているケースが多い。

<DEPの活動>

タイ政府では、商務省輸出振興局（DEP）が輸出振興活動を担当し、見本市参加、情報提供などを通じて輸出企業を支援している。

しかし、タイの工業品輸出が急成長する中で、DEPの活動すべき舞台が急速に拡大しているにもかかわらず、その予算・事業の拡大が不十分であり、輸出業界の需要に十分対応できていない。とくに、海外からの情報収集、その業界への提供活動などは、大幅に不足している。タイの中小企業にとっての情報不足は、そこにも大きな理由があると考えられる。

2-3 金型産業

輸出産業のサポーター・インダストリーとしての役割を担う金型業界には、大企業、外資系企業の金型内製部門と中小の独立メーカーがある。このうち、当面とくに育成策の対象となるのは中小の独立メーカーであると考えられる。そのため、以下に述べる産業の現状と問題点は、主として中小・零細の独立メーカーにかかわるものである。

<経営>

タイの金型業界では、経営近代化の遅れている中小独立メーカーが多い。とくに、営業活動の欠如している企業、簿記・会計の未熟な企業の多いことが目立つ。それは主として、企業経営に必要な基本的な情報、知識が不足しているためと考えられる。

他方、この種の企業には資金力の弱いメーカーが多い。しかも、この種の企業は制度金融も活用せず、一般の銀行からも融資を受けられず、金融会社等から高利の資金を導入しているケースが多い。また、こうした事情から、工業化の進展にともなって変化しつつあるニーズに対応できるだけの機械導入も遅れている。

<設計・生産>

タイの中小金型メーカーでは、一般に設計概念が未熟である。それは主としてエンジニアや熟練したドラフトマンが不足していることに起因する。その結果、経験と勘に頼って生産している企業が多い。

他方、工程管理も多くの企業が未熟である。そのため、生産する金型の品質・精度が劣るだけでなく、しばしば納期が遅れる結果となる。

<設備>

タイの中小金型メーカーには、時代遅れの旧式・老朽機械を備えている企業が多い。それは前述した資金力の不足、制度金融の不備などにもよるが、基本的な情報、知識の不足によると思われる。

ケースも少なくない。

その結果、これらの中小メーカーでは、精度の高い金型がつかれない。また、折角新しい機械を導入しても、新旧機械が共存し、機械配置のバランスの悪さから、新型機械の性能が発揮できないケースも多い。さらに、周辺産業分野では、未熟な熱処理によって金型の精度が損なわれるといったケースがしばしばある。それに対応するため、金型メーカー自身が周辺部門での高価な設備を購入せざるをえないというケースもある。

2-4 玩具産業

<玩具産業全般>

玩具産業全般の現状としては、まず大企業、中小企業を含めて外国企業のOEM生産、下請け生産やコピー、コピー類似製品の生産が多いことが指摘できる。これは、製品開発やデザイン能力の欠如からくるものであるが、それは中・長期的に輸出産業としての安定した地位を確立するに至っていないことを意味する。

これと並んで、外国マーケットや玩具産業に関する情報が極端に不足していること、輸出を外国企業に依存している企業が多いこと、つまり独自の輸出努力、市場の開拓をする企業が少ないことなども目立っている。これらも、輸出産業として安定するまでになお課題の多いことを示している。

このほか、一般に安全性や品質についての認識が低いこともあげられる。これは、タイの玩具の品質の向上、イメージの向上を妨げているだけでなく、将来への大きな不安要因にもなっていると考えられる。さらに、金型など周辺サポーター産業が不足していることも重要である。そのため、玩具メーカーは材料、部品などを輸入に頼るケースが多い。

<プラスチック>

タイのプラスチック玩具業界では、大手企業と外資系企業による外国大手メーカー玩具むけのOEM生産が主流を占める。ただし、これ以外にも、数の上では多数を占める中小企業、零細企業がある。

問題点は、まず、大企業や外資系企業も含めて、部品数が少ない中級品、付加価値の低い製品の生産が多いこと、企業内に開発・設計部門を持つところはほとんどないことなどがあげられる。

中小企業、零細企業に限って言えば、生産体制・品質管理体制が不十分である事、安全性についての認識や、検査体制が不備であること、海外マーケットに関する情報が無いことなどが問題点としてあげられる。

<金属玩具>

金属玩具については、タイに十分育ちうる性格の産業と考えられるが、今のところは香港系進出

企業が1社、他に進出計画が1件があるだけで、生産はまだ少ない。国内の玩具メーカー、関連業界にも今のところ関心が薄いように見受けられる。

<布帛（ぬいぐるみ）>

布帛（ぬいぐるみ）玩具では、少数の大手メーカーによるOEM、受注生産が主流を占めている。他方、中小メーカーではコピー商品、コピー類似商品の生産が多い。

問題点としては、まず大手メーカーも含めて、自社ブランド商品を生産している例が少ないことがあげられる。中小・零細企業については、品質管理が不十分で、安全性についての認識も低いという点が重要である。

タイ北部のチェンマイ周辺には、観光客向けの民族人形をつくる零細企業が多数存在する。しかし、そのデザイン・品質ともにレベルが低く、また販売の手法やチャネルも未発達である。

3. 対応策の検討

以上に述べてきた現状、問題点のそれぞれについて、以下では問題点を改善し、産業育成、輸出促進を進めていくための対応策を検討していく。

3-1 産業振興策での対応（金型、玩具に共通）

最も重要な点は、金型のように輸出産業のサポーター・インダストリーとして重要な業種、玩具のように輸出産業として有望な業種について、中小企業、零細企業にとっての発展への制約条件や障害をできるだけ排除し、その育成を図ることである。それには、以下の4種類の対応が考えられる。

1) 機構、体制上の対応

- ① 金型、玩具のような重点業種ごとに目標を設定し、促進策を策定、具体化していく「業種別振興体制」（いわゆるセクター・アプローチ）を強化する。
- ② そのため、工業省に重点業種（つまり金型、玩具）の振興に責任を負い、さまざまな促進策の具体化に向けてプロモーターとしての役割を果たす担当セクション、担当者を設置する。
- ③ 振興の対象となる重点業種について、業界内での協力・意見調整、政府との協力、情報提供活動などを進めるため、業界団体（とくに金型）を設立する。（それには政府の積極的な支援も必要と考えられる）
- ④ 現在、工業振興局で準備している中小企業法の制定を早急に具体化し、中小企業育成への体制を確立することが望ましい。

2) 税制、関税上の対応

- ① 現在検討されている付加価値税の導入を可能な限り早急に具体化する。
- ② ①とは別に、重要な輸出産業やそのサポーター・インダストリーに対し、1) - ①で述べた「業種別振興体制」の一環として、例外的な税・関税上の減免措置を実施する。

3) 金融上の対応

- ① IFCT（産業金融公社）、SIFO（工業省小企業金融部）の中小企業向け金融を、金型・玩具の中小企業の設備投資について積極的に活用する。
- ② 上記に関連し、とくにツー・ステップ・ローンの導入によって、重点業種向けの特別低利ロ

ーン・スキームを創設する。

- ③ 中小企業への制度金融の活用を促進するため、制度金融機関（とくにS I F O）の支店網の拡充、制度についてのP R活動、相談活動の強化を図る。

4) 情報・知識の不足への対応

- ① 金型・玩具等中小企業の重要な業種に重点を置いて、資料・情報・研修用教材などの収集、整理、ほん訳、普及などを図るための「資料・情報センター」を工業省に設立する。
- ② 海外の情報・資料等の収集と普及については、商務省輸出振興局（D E P）との協力、連携、役割分担などを図る。
- ③ 金型、玩具に関連する資料、情報については、その緊急性にかんがみ、①を待たず、早急に収集し、提供する体制をとる。（金型についてはM I D Iおよび業界団体が、玩具についてはD I Pの担当部局と業界団体がその体制をつくる）
- ④ 業界団体の設立（前述 1）～③を参照）や拡充、その情報サービス機能の整備などを通じて、①の「資料・情報センター」で収集する情報の有効な普及を図る。
- ⑤ 中小企業の重点業種について、経営者レベルの海外視察、海外研修を拡充する。

3-2 輸出振興策での対応策（金型、玩具に共通）

輸出振興策には、輸出品を生産する企業の設備投資や技術開発、生産活動などに対する優遇措置、企業の輸出振興活動そのものに対する直接的な優遇措置（金融、税制等）、輸出活動への側面的な支援策などがありうる。タイの現状から、玩具の輸出について当面考えられる対応策としては、以下の3種類が重要であろう。（金型は、当面、輸出産業としての成長を期待する段階にはないと考えられるので、ここでは検討の対象としない）

1) 税制、関税上の対応

- ① B O Iの投資奨励策には、輸出型企業の投資に対して税・関税上の手厚い優遇措置があるが、輸出型の中小企業にも、（例えば原材料や機械の輸入関税の免税など）同様の優遇措置が適用できるような方策を講じる。
- ② 輸出に際しての原材料の輸入や国内取引きについての税・関税の還付制度を、より機能的・効果的に運用する措置を講じる。

表IV-2 産業振興策の現状、問題点、対応策

政策の現状	問題点 (注1)	対応策
<p><投資奨励策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOIによる投資奨励が産業振興に中心的な役割を果たしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を含む幅広い産業層には役立っていない(工業省など) ・とくに輸出産業の発展に必要なサポート・インダストリーの発展が遅れている(工業省、産業連盟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出産業、そのサポート産業の育成には重点業種ごとに目標を設定し、促進策を策定、具体的化していく体制(いわゆるセクター・アプローチ)が必要と考えられる
<p><産業政策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業省は伝統的に技術指導に重点をおいた組織になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業省は、産業育成のための政策の立案・実施の機能が未熟である(工業省、産業連盟) ・メーカーをオーガナイズする業界団体が弱体である(工業省) ・中小企業育成のための制度・政策が不備である(工業省、産業連盟など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業省の機能、活動内容の強化、改善が必要 ・重要な中小企業業種(例えば金型)につき、業界団体の設立を進める ・現在、中小企業法の制定準備が進められている
<p><税制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の取引高税の制度的弱点がしばしば問題となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・各取引段階での累積課税が、中小企業には不利に働いている(工業省、大蔵省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税導入への動きもあるが、当面は輸出産業、そのサポート・インダストリー等に対して例外的な減免税措置を実現する必要がある
<p><金融></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IFCT(産業金融公社部)、SIFO(工業省、小規模金融部)による制度金融がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続きの複雑さに企業側が対応できない(工業省、産業連盟など) ・信用補完制度も不備(同上) ・資金不足、支店網とスタッフの不足(同上) ・金利のレベルもそれほど低くない(同上、各企業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、IFCT、SIFOの制度金融の改善を検討中 ・重点企業向け低利ローン・スキームを創設(SIFO) ・SIFOの活動を拡大する ・銀行の中小企業向け融資の促進、金利の引き下げ等につき、銀行に対する何らかの促進措置を講じる
<p><情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関、業界団体等による中小企業への情報提供活動が未発達である 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業では、情報不足のため経営改善への必要性が認識されていない(工業省等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業(とくに重点業種を中心に)を対象として、必要な資料、情報を収集し、企業への提供などを行うサービスを強化する

注1) 問題点のカッコ内は主たる情報源を示す

表IV—3 輸出振興策の現状, 問題点, 対応策

産業の現状	問題点	対応策
<p><税制, 関税> ・BOIの投資奨励措置による優遇措置がある</p> <p><輸出金融> ・中央銀行による輸出リファイナンス制度がある</p> <p><DEPの活動> ・商務省輸出振興局(DEP)は, 見本市参加, 情報提供などを通じて輸出企業を支援している</p>	<p>・BOI奨励企業以外は活用できない(工業省)</p> <p>・税, 関税の還付制度で, 手続きのはん雑さ, 期間の長さなどが問題となっている(日本企業等)</p> <p>・工業品の輸出企業の利用がまだ少ない(商務省, 銀行)</p> <p>・中小の輸出業者は高利の資金に依存している(商務省, 銀行)</p> <p>・工業品輸出が急成長する中で, DEPの予算・事業の拡大が不十分(DEP, 企業)</p> <p>・海外からの情報収集も充分でない(DEP, 企業)</p>	<p>・重要な輸出業種について, BOI奨励企業以外であっても同様の優遇措置が適用できるよう方策を講じる</p> <p>・輸出に対する優遇措置について, 重点品目を対象としたより効果的な措置が必要</p> <p>・工業品, とくに重点品目の輸出に対して優遇措置を講ずる</p> <p>・DEPの活動を, 重点輸出品目の輸出振興を中心として大幅に拡充する</p> <p>・海外の市場情報を豊富に提供する</p> <p>・海外の情報の収集について, 商務省と工業省の協力を緊密化し, 役割分担を明確にする</p>

注) 問題点のカッコ内は主たる情報源を示す

2) 金融上の対応

- ① 中央銀行の輸出リファイナンス制度につき、とくに重点輸出品目に関して、信用枠の拡大、優遇金利の設定などの奨励措置を講じる。
- ② ①の輸出金融での優遇金利について、市中金利の変動に沿って調整できるような「フローティング制」を実施する。
- ③ 中小輸出業者のための輸出信用保証機関を新設する。

3) 商務省輸出振興局 (DEP) の活動について

- ① DEPの輸出振興活動を、とくに重点輸出品目の輸出振興について大幅に拡充する。
- ② ①の方向に沿って、とくに外国市場の調査(報告書の業界レベルへの普及を含む)、見本市参加、ミッション派遣、業種別海外PRなどの活動を強化する。
- ③ 重点輸出業種の生産企業、輸出企業に対して、海外のマーケット情報を豊富に提供する。とくに情報提供の媒体、チャンネルを広げ、輸出の可能性を備えた中小企業に対しての情報提供を強化する。また、海外の資料・情報の収集について、DEPと工業省(とくにDIP)の間の協力、連携、役割分担を確立する。そのため、とくにDEPと工業省の資料・情報担当セクションの間に事務レベルでの「海外情報連絡会」を設置する。

3-3 金型産業にかかわる対応策

金型産業の問題点は、大企業や外資系企業の内製部門には少なく、もっぱら中小・零細の独立メーカーに表れている。これらの企業のほとんどは、経営、財務、生産設備などすべての面で近代化に遅れており、タイの輸出産業の急成長、それにとまなう金型需要の急増に対応できないでいる。金型のサポーター・インダストリーとしての重要性、とくにそこでの中小企業の存在意義などからみて、その育成は緊急の課題である。その対応は、以下の4通りに分けて考慮すべきであろう。

1) 情報・知識の不足、経営近代化の遅れに対応して

- ① 工業省資料・情報センターを設立する。(前述)
- ② ①の設立を待たず、当面は、金型産業の発展に必要な情報、資料の収集を、工業省担当セクション(MIDIが適当と考えられる)にて早急に開始する。
- ③ 金型メーカーの業界団体を早急に設立する。
- ④ ②の活動、業界団体の設立等を通じて、金型メーカーに対する情報サービス活動を強化する。とくに、多くの中小メーカーに役立つような情報を盛り込んだ「金型情報誌」の発行と配布が

効果的と考えられる。

- ⑤ 工業省関係部局、業界団体等を通じての中小金型メーカーに対する経営コンサルティング活動、経営者研修等を強化する。（外国人専門家の招へい、経営者Study Teamの海外派遣等も含む）
- ⑥ 外国金型メーカーに対する投資誘致、現地企業との合併事業を促進する。（外国の金型メーカーとタイ国内の金型ユーザーとで合併事業を設立させることも効果的と考えられる）

2) 資金力の不足に対応して

- ① IFCT、SIFFOによる中小企業向け制度金融の有効活用によって、中小金型メーカーに設備投資、機器購入のための長期低利資金を供給する。
- ② ①のために、外国の低利資金導入によるツー・ステップ・ローン、ツー・ステップ・インベストメントを有効に活用する。
- ③ 中小企業向け制度金融の有効活用を図るため、中小金型メーカーに対する制度金融についてのPR活動（とくにSIFFO）を強化する。

3) 設計・生産上の能力、人材不足に対応して

<当面の対応策>

- ① 金属加工センター（MIDI）の金型に関する研修機能を拡充する。（とくに設計・製図技術や工程管理のレベル・アップに重点を置く）
- ② 技能工の圧倒的不足を補うため、緊急の養成プログラムを実施するとともに、専門家招へいによるセミナー、技術指導等を拡充する。
- ③ ①や②にも関連して、研修・技能教育用の教材、マニュアル等のほん訳、中小企業レベルへの普及を図る。
- ④ 同じく①に関連して、タイ国内の大企業、外資系企業の金型内製部門と独立中小メーカーの間で、（例えばMIDIを舞台として）技術交流を図る。
- ⑤ 外国メーカーの誘致、合併事業の促進を図る。そのために、パートナーのマッチング、あっせんを行う。とくにタイの大手ユーザーと外国金型メーカーによる合併が有望と考えられる。（前述1）-④に同じ）

<中・長期的な対応策>

- ⑥ 工業高校、職業訓練校の「金属加工科」を拡充し、基礎知識を持った技能工の養成を図る。
- ⑦ 大学のエンジニアリング講座を拡充する。
- ⑧ 訓練、研修を受けた技能労働者に対する資格制度を整備する。

表IV-4 金型産業の現状、問題点、対応策

タイの金型業界には、大企業、外資系企業の金型内製部門と中小の独立メーカーがある。以下は中小の独立メーカーを対象としている。

産業の現状	問題点	対応策
<p><経営> ・経営近代化の遅れている中小独立メーカーが多い</p> <p>・資金力の弱いメーカーが多い</p> <p><設計・生産> ・設計、加工技術が未熟である</p> <p>・工程管理も未熟である</p> <p><設備> ・旧式・老朽化が多い</p>	<p>・経営、技術、設備に関する情報・知識が不足している（工業省、各企業） ・営業活動に計画性がない（同上） ・簿記・会計の未熟な企業が多い（同上） ・業界組織が未整備である（工業省）</p> <p>・金融機関から借入困難（各企業） ・金融会社等から高利の設備資金を導入している（各企業） ・ニーズに対応する機械導入が遅れている（工業省、各企業）</p> <p>・質の良いエンジニア、技能労働者が不足している（同上） ・関連工学知識が狭い（同上） ・各種標準化の遅れ（同上） ・経験と勘に頼って生産している企業が多い（同上）</p> <p>・精度に対する重大な誤認、品質、精度の水準が理解されていない（各企業、ユーザー） ・QCの観念がない。方法がわからない ・納期が長い。守れない（同上） ・工作機械、測定機の保守、能力の定期的確認が実施されていない（各企業）</p> <p>・品質・精度の高い金型がつかれない（同上） ・新旧機械が共存し、新型機械の性能が発揮できない（同上）</p> <p>・周辺部門でも近代的設備の導入と技術の習得が必要（企業）</p>	<p>・資料・情報の収集、提供サービスの強化を図る ・情報提供サービスの拡充・強化 ・経営コンサルティング、経営者研修等の拡充・強化 ・業界組織による情報交換、業界目標の設定、福利厚生施設の運営</p> <p>・外国金型メーカーの誘致、現地メーカーとの合弁事業の促進（現地の大手ユーザーとの合弁も有望） ・長期低利資金の供給（IFCT、SIFOの活用、中小企業向け制度金融の拡充・強化）</p> <p>・大学のエンジニアリング講座の拡充 ・工業高校・職業訓練校での「金型科」の拡充 ・MIDIの研修機能の充実、技術指導者の養成 ・技術労働者の再技能訓練 ・訓練、研修を受けた技能労働者に対する資格制度の整備 ・各種技術標準、管理標準の充実 ・講習会、セミナー開催等</p> <p>・大企業、外資系企業（金型部門を持つ企業）と大学研究機関とを交えた技術交流 ・研修、技能教育用教材、マニュアル等のほん訳と中小企業への普及 ・外国メーカーの誘致、合弁事業促進</p> <p>・長期低利資金の供給による新規機械の導入促進 ・機械購入に対する税制・関税上の優遇措置 ・高価な機械についての業界レベルでの「共同購入」「共同利用」また「共同工場」の設置 ・周辺産業育成のための促進措置（税制・関税上の優遇措置、長期低利資金の供給等） ・熱処理などでの「共同設備」、 「共同工場」の設置 ・外国企業の誘致、合弁を進めるための金型工業団地（または金属加工工業団地）を設立する ・周辺産業分野での外国の企業誘致、合弁事業の促進</p>

注) 問題点のカッコ内は主たる情報源を示す。

4) 設備の老朽化、不足に対応して

- ① 前述2)の制度金融を活用して中小金型メーカーに長期低利資金を供給し、ニーズと能力に応じた新規機械の購入を促進する。
- ② 金型生産用の機械購入に対して、(例えばBOI認定企業に対するのと同様の)税制・関税上の優遇措置を与える。とくに重要な機械の輸入関税免除が有効と考えられる。
- ③ 高価な機械、熱処理など周辺部門での設備について、機械設備の「共同利用」もしくは「共同工場」の設立を実現する。
- ④ 熱処理などの周辺産業育成のため、前述の①・②と同様の育成措置を講じる。
- ⑤ 金型産業・周辺産業を含めて、外国メーカーの誘致、合併事業の設立を推進する。そのためのパートナーのマッチング、あっせんを行う。
- ⑥ 上述の③および⑤に関連して、「金型」もしくは「金属加工」の工場団地を設置する。(②で述べた税制・関税上の優遇措置やBOIスキームを適用することが望ましい)

3-4 玩具産業にかかわる対応策

玩具産業の問題点も、当面はコピー製品、コピー類似商品や粗悪な商品を生産している中小零細メーカーに集中している。ただし、製品開発、デザイン等の能力開発については、大企業、外資系企業をも含めた問題である。対応策は、以下の4点に分けることができる。

1) 開発・設計能力の欠如に対応して

- ① OEM生産を主流とする大手・外資系企業も含めて、新製品の開発・設計・デザイン能力に乏しいため、将来に備えて技術蓄積を高め、開発能力を育てていくための研修、技術指導、セミナー等を強化する(外国からの専門家招へいもともなう)。
- ② ①に関して、商品開発の基礎データ、参考資料となる外国の玩具産業・市場関連情報を豊富に提供する(前述した工業省工業振興局、資料・情報センターの活用も考えられるが、当面は関係政府機関と業界団体を通じて情報の収集・提供体制をとることが緊急である。その際、「玩具情報誌」の発行、配布も有効であろう。また、外国マーケットの情報については、DEPの機能を強化して活用することが有効と考えられる)
- ③ 当面はOEM生産、外国企業からの受注生産の拡大を図ることで、技術蓄積を高める。まだこの分野に進出していない中小玩具メーカーについては、外国企業との合併、技術提供により、OEM生産、受注生産への進出を促進する。そのためのパートナーのマッチング、あっせんを行う。

2) 生産・品質管理体制, 安全性の認識に関する遅れに対応して

- ① 生産管理, 品質管理, 安全性などについての研修, 講習会, セミナーなどを強化する。(外国からの専門家招へいを含む)
- ② オーソライズされた安全性, 品質についての検査機関を設立し, 品質検査を徹底する。
(「玩具産業振興機関」を設立する。その主たる部分は検査機関とするが, ほかに情報, 研修などの機能を加える。)

3) マーケット情報の不足, 独自の輸出活動の欠如に対応して

- ① 外国の玩具産業, マーケットに関する情報提供を拡充する。(たんに輸出メーカーだけでなく, 将来の輸出の可能性のあるメーカーをも対象とする) (前述1) - ②に同じ)
- ② 外国の提携先メーカーとの情報面での交流を強化する。
- ③ 商務省輸出振興局 (DEP) の輸出振興活動を, 玩具に関して大幅に拡充する。(市場情報の提供, 展示会への参加, 外国へのミッション派遣など)
- ④ タイの玩具産業全体についての海外PR活動 (業種別PR) を実施する。
- ⑤ 将来的には, タイで玩具の国際見本市の開催を検討する。

4) 周辺産業の不足に対応して

- ① 玩具の周辺産業分野の企業に対して, (金型産業について述べたのと同様の) 税制・関税, 金融上の優遇措置を講じる。
- ② 玩具の周辺産業分野での外国企業の進出, 合弁事業の促進を図る。

表IV-5 玩具産業の現状、問題点、対応策

産業の現状	問題点	対応策
<p><玩具産業全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業も含め、OEMやコピー製品の生産に依存している ・輸出も外国企業に依存している企業が多い ・安全性についての認識が低い ・金型など周辺サポーターリング産業が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的に輸出産業として安定した地位にない(工業省、業界団体) ・外国のマーケットや玩具産業に関する情報の不足(同上) ・独自の輸出努力、市場の開拓をする企業が少なく(商務省) ・品質の向上、イメージの向上を妨げている(企業) ・材料、部品などを輸入に頼るケースが多い(企業、業界団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の自主的な商品開発に向けて準備するための人材開発の推進(商品開発・デザイン等の研修セミナー) ・商品開発や品質・安全性の確保に必要な外国情報を豊富に提供する ・外国メーカーとの情報面での提携関係を強化する ・外国マーケットに関する情報を普及する ・商務省輸出振興局(DBP)による輸出振興活動を、玩具に関して大幅に許可する ・タイの玩具産業全体についての海外業界に対するPR活動を強化する ・オーソライズされた検査機関の設立、安全性検査の徹底 ・サポーターリング産業分野も含めて、産業の集積、周辺産業とのリンケージを高める ・外国企業の進出、合併事業の設立等を促進する
<p><プラスチック玩具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOI登録の大手・外資企業によるOEM生産が主流を占める ・多数の中小メーカーは、低級品、コピー類似商品を生産している 	<ul style="list-style-type: none"> ・部品数が少ない中級品、付加価値の低い製品の生産が多い(業界団体、企業) ・企業内に開発・設計部門を持つところはほとんどない(同上) ・海外マーケットに関する情報がない(企業) ・品質管理体制が不十分である(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・OEM生産拡大の傾向の中で、技術蓄積を高め、開発・能力を備えようとする、とくに商品開発、デザイン等についての研修、技術指導等を強化する ・外国の玩具関連情報を豊富に提供する ・生産管理・品質管理・安全性などについて研修・講習会などを強化する ・OEM生産を望むメーカーに対して、外国企業との合併、技術提携を促進する ・商品開発、デザイン等についての研修、技術指導を強化する
<p><金属玩具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・香港系進出企業が1社、他に進出計画1件あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産はまだ少ない(工業省) ・国内の玩具メーカー、関連業界にも関心が薄い(工業省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業の進出誘致、合併の促進によって、当面OEM生産の拡大を図る ・国内の玩具メーカーや関連業界に情報を流すことで関心を高める
<p><布帛(ぬいぐるみ)玩具></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数の大手メーカーではOEM、受注生産が主流 ・中小メーカーではコピー商品、コピー類似商品の生産が多い ・観光客向けの民俗人形をつくる零細企業が北部地域などに多数存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社開発・自社ブランド商品を生産している例は少ない(工業省、業界団体) ・製品開発能力がない(同上) ・品質管理が不十分で、安全性についての認識も低い(同上) ・デザイン・品質ともにレベルが低い(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来は開発・デザイン能力を備えようとする、研修、技術指導を強化する ・商品開発に必要な関連情報を豊富に提供する ・開発・デザイン能力向上、安全性確保のための研修、技術指導を強化する ・デザイン・品質を高めるための研修、技術指導等を強化する(同上) ・観光客マーケットを開拓するための組織づくり、販売チャネルづくりを促進する

4. 総合プログラム

4-1 金型産業育成のための総合プログラム

対応策パッケージ①

政府機関による技能、生産・経営レベル向上のための民間向けサービス活動

日本の無償協力で設立された政府機関MIDIの民間業界による有効活用は、タイの金型産業の発達にきわめて重要かつ効果的である。

とくに、その活動を効果的に展開するには、指導者の早急な養成とともに民間企業（とくに中小企業）向けのサービスを展開していくことが不可欠であろう。

(プログラム)

MIDI機能の活用

MIDI（金属加工センター）の機能を業界の組織化、民間中小企業のレベルアップにつながる方向で積極的に活用する。そのためには、以下のような方法を採用することが考えられる。

- ・業界組織化専門家の招へい
 - －金属加工関係の業界団体の組織化、運用に経験を持つ外国人専門家を招へいする。
- ・民間企業向け技能研修（夜間を含む）の拡充
 - －民間中小企業にとって効果が期待でき、かつ従業員の派遣しやすい短期コース、夜間コースなどを開催する。
- ・MIDI設備利用の民間企業技能工向けOJT
 - －金型メーカーが受注した金型生産の一部を従業員とともにMIDIに持ち込み、オンザジョブ・トレーニングを実施する。
- ・工業会経由の民間企業に対する情報提供
 - －後述の金型工業会による情報誌の発行に対して、情報提供サービスを行う。
- ・学会設置と運営
 - －業界レベルのエンジニアによる学会を組織し、運営する。
- ・MIDIの政策機能の強化

対応策パッケージ②

業界組織化を通じての技能、経営レベルアップ向上のための活動

業界団体のないタイ金型産業の育成には、業界団体の設立、それを通じてのサービスの提供が不可欠である。

(プログラム)

金型工業会の設立と活動

- ・MIDI施設の利用(上述)による会員会社向け技能研修
 - －MIDIの実施する企業向けの研修、セミナーにつき、会員会社へのPR活動、勧誘、あっせん等を行う。
- ・MIDI設備利用OJT(上述)の斡旋
 - －前記のオンザジョブ・トレーニングについても、PR、勧誘、あっせんに当る。
- ・会員会社に対する技術・経営コンサルティング
 - －設計、生産技術、経営、経理等の専門家を雇い、会員会社に対するコンサルティング、巡回指導等を行う。
- ・「金型情報誌」発行と配布
 - －中小金型メーカーにとって役に立つと思われる情報を盛り込んだ雑誌を編集、発行し、会員会社に配布する。
- ・加盟企業対象の設計、加工技術、工程管理および経営、経理セミナー
 - －会員会社多数の要望のあるテーマでのセミナー、研修会等を開催する。
- ・協業化(材料・機械の共同購入、共同工場設立などの検討)
 - －将来の問題として、会員会社共通の利益となるような協業化の方式を検討し、可能なものを実施する。
- ・外国金型工業会との交流
 - －当面、日本などアジア諸国の国際組織結成の動きもあるが、これらに参加して、情報交換、技術交流などを進める。

対応策のパッケージ③

外国企業の進出を通じての生産、技術、経営レベルの向上

金型の需要増に対応し、技術・経営レベルの向上を図るには、外国企業の進出、合併事業の設立が極めて効果的と考えられる。すでに一部の外国企業がBOIスキームを活用して進出しているが、今後さらにその促進を図ることが有効であろう。

(プログラム)

合併事業の設立促進

- ・とくに外国金型メーカーとタイの金型ユーザーとのマッチング
 - －外国の中小金型メーカー(外国業界でも主流は中小企業が占める)の進出を促進するうえで、タイ国内の有力な金型ユーザー(プラスチック成形業者、自動車・電子部品メーカー等)との

- ・合弁会社設立が有望と考えられる。
- ・BOIスキームの活用
 - －外国メーカーの進出，合弁事業の設立には，BOIの投資奨励の適用が効果的であり，その積極的な活用が望ましい。
- ・必要性に応じての金属加工工業団地の設立
 - －外国メーカーの進出，合弁に際して，BOIへの適用や用地確保の問題も踏まえ，必要な場合には「金属加工工業団地」の設立も検討すべきであろう。

対応パッケージ④

熟練工養成のための共同プロジェクトの実施

とくに輸出指向型産業での金型需要の増大の中で，熟練した金型工の不足はとくに深刻であり，緊急な育成計画が必要である。またこれに関して，これまで技能工養成に効果をあげている教育機関との協力が効果的であろう。

(プログラム)

金型工養成プログラムの実施

熟練工養成の緊急性に鑑み，MIDI，King-Monkhut工科大学の共同（金型工業会も協力）による緊急養成プログラムを実施する。

King-Monkhutの付属校は機械工養成で成果をあげつつあるが，重要性に比べ教員，設備が足りず定員が少ない。

プログラムには

- ・新人養成コース
- ・再訓練コース

の2コースを設けるのが望ましい。

これには，必要機械の整備，指導者の確保（外国人専門家を含む）なども必要である。

対応パッケージ⑤

設備近代化，競争力強化のための金融，税制，関税上の優遇策

中小企業の設備に旧式，老朽化したものが多く，需要に対応するには設備の更新，近代化が不可避と考えられる。

(プログラム)

金型産業育成のための政策スキームの整備

金型工業会メンバーを対象として以下の優遇措置を与える。(業界組織化推進の意味も考慮して、会員会社優先の扱いをすることが望ましいが、それが困難な場合は「業種指定」のスキームとすることも考えられる。)また、MIDIの政策機能の強化を図る。

- ・BOI投資奨励業種への指定(明示する)
 - ー現在は、ケース・バイ・ケースでの審査となっているが、「金型」あるいは「金属加工」を歓迎する姿勢が明示されれば、投資誘致促進に効果があると考えられる。
- ・金属加工機械(検査・試験機器、工具等を含む)の輸入関税免除
 - ー金型製造用の重要機械に関して、(BOIスキームの対象とならない場合)時限的な関税免除措置を実施する。(業種指定、機種指定のいずれかがありうる)
- ・制度金融(とくにSIFO)の金型産業への積極的な適用
 - ーSIFOで検討されている低利融資の特別スキーム(ポリシー・ローン)を金型産業に適用する。
- ・取引高税の(輸出企業並みの)減免措置
 - ー輸出企業に認められている原材料等への戻し税制度を、輸出に貢献している金型メーカーに対しても活用する。

対応パッケージ⑥

エンジニア、技能労働者の育成

金型、金属加工産業を通じて、エンジニア、熟練工の圧倒的な不足が深刻であり、教育面での対応もきわめて重要である。

(プログラム)

大学、高等学校レベルでのエンジニアリング教育の拡充

上記の緊急養成プログラムとは別に、教育の拡充を急ぐ必要性も高い。それには、

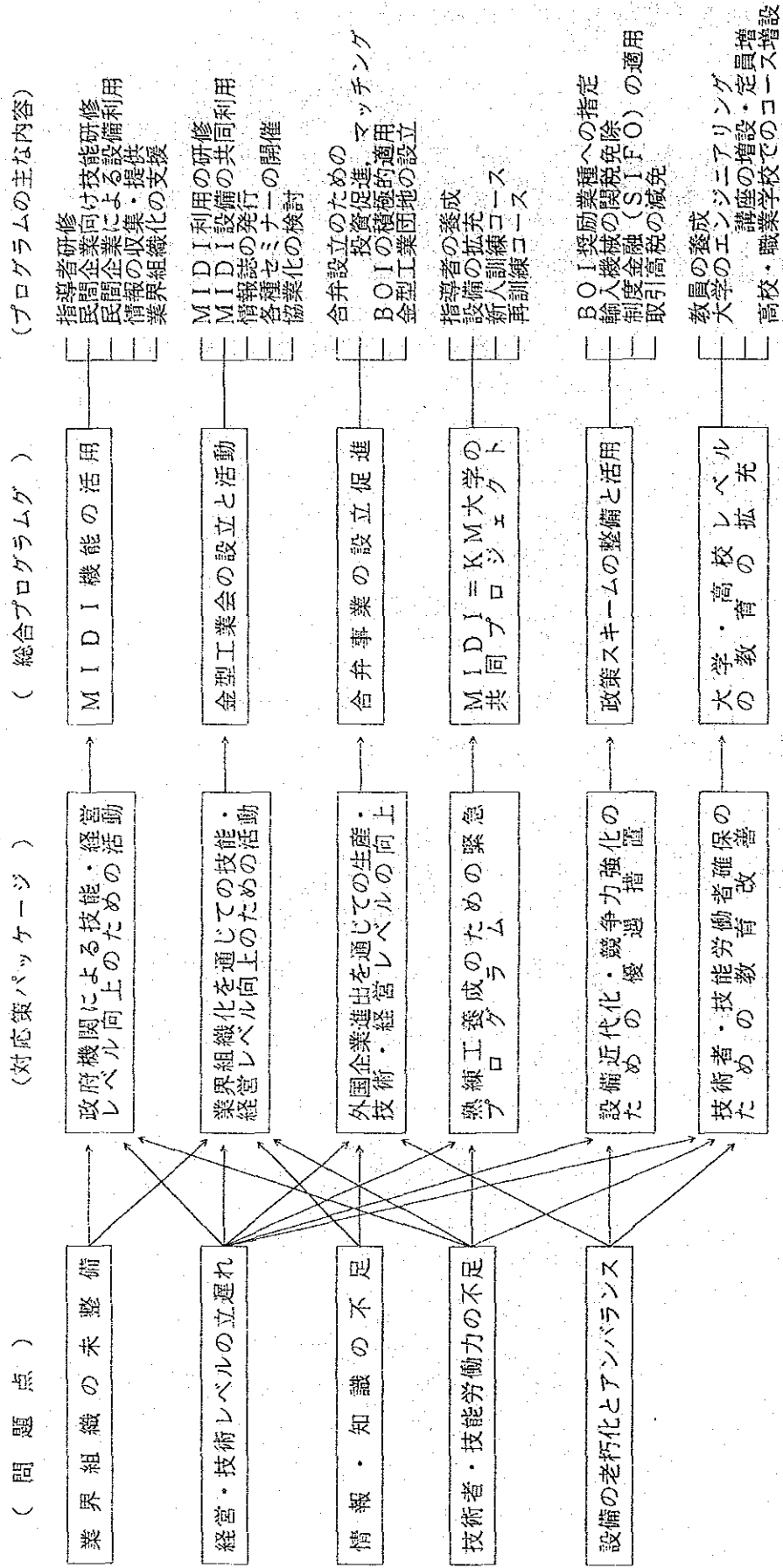
- ・教員の養成
- ・大学工学部のエンジニアリング学科の定員拡充
- ・職業学校での金属加工部門の定員拡充

などを合わせて進めることが必要である。

表IV-6 タイ・金型産業育成のための総合プログラム

対応策パッケージ	総合プログラム	実施方法と実施スケジュール				
		方法	1年次	2年次	3年次	4年次以降
<p>政府機関による技能、生産・経営レベル向上のための民間向けサービス活動</p> <p>日本の無償協力(16億円)で設立された政府機関MIDIの民間業界による有効活用は、タイの金型産業の発達にきわめて重要かつ効果的である。</p>	<p>MIDI機能の活用</p> <p>MIDI(金属加工センター)の機能を業界の組織化、民間中小企業のレベルアップにつながる方向で積極的に活用する。MIDIの政策機能も強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界組織化専門家の招へい ・民間企業向け技能研修(夜間を含む)の拡充 ・MIDI設備利用の民間企業技能工向けOJV ・工業会経由の民間企業に対する情報提供 ・学会設置と運営 	<p>専門家招へい 指導者の養成</p> <p>指導者の養成</p> <p>資料・情報活動</p>	<p>○ ○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>業界組織化を通じての技能、経営レベルアップ向上のための活動</p> <p>業界団体のないタイ金型産業の育成には、業界団体の設立、それを通じてのサービスの提供が不可欠である。</p>	<p>金型工業会の設立と活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MIDI施設の利用(上述)による会員会社向け技能研修 ・MIDI設備利用OJT(上述)の幹旋 ・会員会社に対する技術・経営コンサルティング ・「金型情報誌」の発行と配布 ・加盟企業対象の設計、加工技術、工程管理および経営、経理セミナー ・協業化(材料・機械の共同購入、共同工場設立など)の検討 ・外国金型工業会との交流 	<p>専門家招へい</p> <p>専門家招へい</p> <p>専門家招へい</p> <p>資料・情報活動 講師招へい セミナー</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ ○ ○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ ○ ○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ ○ ○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ ○ ○</p>
<p>外国企業の進出を通じての生産、技術、経営レベルの向上</p> <p>金型の需要増に対応し、技術・経営レベルの向上を図るには、外国企業の進出、合併事業の設立が極めて効果的と考えられる。</p>	<p>合併事業の設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とくに外国金型メーカーとタイの金型ユーザーとのマッチング ・BOIスキームの活用 ・必要性に応じての金属加工工業団地の設立 	<p>投資誘致活動</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>熟練工養成のための共同プロジェクトの実施</p> <p>とくに輸出志向型産業での金型需要の増大の中で、熟練した金型工の不足はとくに深刻であり、緊急な育成計画が必要。</p>	<p>金型工養成緊急プログラムの実施</p> <p>熟練工養成の緊急性に鑑み、MIDI、King-Monkhut工科大学の共同(金型工業会も協力)による緊急養成プログラムを実施する。</p> <p>(King-Monkhutの付属校は機械工養成で成果をあげつつあるが、需要に比べ教員、設備が足りず定員が少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人養成コース ・再訓練コース 	<p>機材整備 教員(専門家) 招へい 指導者の養成</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>設備近代化、競争力強化のための金融、税制、関税上の優遇策</p> <p>中小企業の設備に旧式、老朽化したものが多く、需要に対応するには設備の更新、近代化が不可避</p>	<p>金型産業育成のための政策スキームの整備</p> <p>MIDIの政策機能も強化する。</p> <p>金型工業会メンバーを対象として以下の優遇措置を与える。(業界組織化推進の意味も備える)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOI投資奨励業種への指定(明示する) ・金属加工機械(検査・試験機器、工具等を含む)の輸入関税免除 ・制度金融(とくにSIFO)の金型産業への積極的な適用 ・取引高税の(輸出企業並みの)減免措置 		<p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>エンジニア、技能労働者の育成</p> <p>金型、金属加工産業を通じて、エンジニア、熟練工の圧倒的な不足が深刻であり、教育面での対応もきわめて重要。</p>	<p>大学、高等学校レベルでのエンジニアリング教育の拡充</p> <p>上記の緊急養成プログラムとは別に、教育の拡充を急ぐ必要性も高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の養成 ・大学工学部のエンジニアリング学科の定員拡充 ・職業学校での金属加工部門の定員拡充 		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

図IV-3 金型産業育成のための総合プログラム



MIDI機能の活用と金型工業会の設立に関する段階的プログラム		
	(M I D I)	(金 型 工 業 会)
第 一 段 階	<ul style="list-style-type: none"> ・業界組織化専門家の招へい <ul style="list-style-type: none"> －業界団体の組織化、運営に経験を持つ外国人専門家を招へいする。 ・民間企業向け技能研修の準備 <ul style="list-style-type: none"> －民間中小企業の技能労働者に対する技能研修のためのカリキュラム、実施方法などを検討し、準備する。また、そのための指導者を確保する。 ・民間企業技能工向けOJTの準備 <ul style="list-style-type: none"> －中小金型メーカーの受注をMIDIでのOJT研修に取り込む計画の検討と準備（指導者の確保を含む） －民間金型メーカーに役に立つ情報提供のため、情報、資料を収集し、提供の体制（ほん訳を含む）を検討、準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業代表者グループの設置 <ul style="list-style-type: none"> －MIDIの有効活用を図るための民間企業の代表者からなるグループを設置する。左欄の技能研修、技能工向けOJT、情報提供等についての民間企業側の要望等をまとめる。 －このグループを金型工業会設立の母体と想定する。 －事務局はMIDIが務める。
第 二 段 階	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報誌」向け情報の提供の開始 <ul style="list-style-type: none"> －とくに中小金型メーカーに役立つ情報、MIDIの活動のPR記事等を工業会に提供する。 ・技能研修、技能工向けOJTの開始 <ul style="list-style-type: none"> －第一段階で検討、準備した研修、OJTを実施する。（民間中小メーカーのために「夜間コース」を設けることも考慮する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・金型工業会（もしくはクラブ）の設置 <ul style="list-style-type: none"> －当初は前記代表者グループの事務局をそのまま工業会事務局として活用する。 －中小企業を含む金型メーカー（内製部門を含む）および周辺分野のメーカーに広く呼びかけ、希望企業をメンバーとする。当初の会費はできる限り低額（「情報誌」の購読料程度）に抑える。 ・「情報誌」の発行と配布 <ul style="list-style-type: none"> －MIDIから提供される情報をもとに「情報誌」を発行し、工業会メンバーに配布する。 －MIDIの技能研修、技能工向けOJT、その他のサービスに関するPRも「情報誌」を通じて実施する。 ・MIDI研修活動への参加協力 <ul style="list-style-type: none"> －左欄の技能研修、OJTへの会員会社の参加を誘致、あっせんする。 ・会員勧誘 <ul style="list-style-type: none"> －「情報誌」のPRやMIDI活用のPRを通じて、非加盟の金型メーカーを勧誘する。

	(M I D I)	(金 型 工 業 会)
第 三 段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供, 技能研修, 技能工向けOJTの継続 ・ 金型工業会への支援 <ul style="list-style-type: none"> — MIDI機能を活用させることも含めて, 行政面から工業会の活動を支援し, その育成を図る。 ・ 学会の設置と運営 <ul style="list-style-type: none"> — 業界レベルを中心としたエンジニアによる「学会」を組織し, 運営する (当初はMIDIが事務局を務める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業会事務局の独立 <ul style="list-style-type: none"> — 工業会はMIDIから独立した事務局を設置する。 ・ 技術・経営コンサルティング活動 <ul style="list-style-type: none"> — 工業会が技術・経営 (財務を含む) の専門家を雇用し, 会員会社 (とくに中小金型メーカー) の依頼に応じてコンサルティング, 巡回指導等を行う。 ・ 研修, セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> — 会員会社の要望するテーマ, 例えば設計, 加工技術, 工程管理, 経営, 経理等について研修会, セミナーを実施する。 (この際にもMIDIの施設を利用することが考えられる) ・ 協業化の検討 <ul style="list-style-type: none"> — 会員会社からの要望を踏まえ, 共通の利益につながる形での協業化の方式, 例えば材料・機械の共同購入, 共同工場の設立などの可能性を検討し, それが効果的であり, かつ可能である場合には具体化する。 ・ 外国工業会との交流 <ul style="list-style-type: none"> — 外国工業会との情報交換, 国際組織への加盟などを進める。

金型工養成緊急プログラムの実施

熟練工養成の緊急性に鑑み、MIDI-KING MONGKUT 工科大学 (KMIT) の共同による緊急養成プログラムを実施する。

現在、KMITではドイツのマイスター制度を模した機械加工・金属加工分野の技能者養成コースを設けている。その概要は下記1～3のとおりである。

1. 目的

技能者の養成。コース終了者にはマイスターの資格を授与する。

2. コース

実技と理論の両面を強化することを目指している。(タイには実技軽視の傾向が見られる。)

教育期間は3-5-2年、計10年間。

最初の3年間は実技を主体とし、理論を若干加えた技能教育を週4日間KMITで行い、残りの2日は派遣元企業で実務に従事する。

次の5年間は派遣先企業に戻り実務に就くと共に、KMITより与えられたカリキュラムを消化する。このカリキュラムの消化の程度は試験により確認される。

最後の2年間は再度KMITに戻り、金型コースを含む各種専門コースに分かれ研修を行う事となる。

実技はヤスリ、キサゲ等基礎的なものから高度な加工技術に及び、理論学習は数学、加工理論、金属学、測定原理、製図、労働法、道徳等多岐に渡っている。

3. 対象者

民間企業の派遣者で、各学年定員40人。

4. 緊急プログラム

現在実施している技能者養成コースの拡充(「新人コース」という)および実務経験者を対象とした同様の「再訓練コース」を実施する。

- ・養成人員は両コース合わせて100人とする。
- ・再訓練コースの研修期間は5年間とし、3年間を実技と理論に、2年間を専門コースに充てる。本コースの資格対象者は工業高校ないし短大卒とし、実務経験5年以上とする。
- ・大学の教官が不足しているため、同時に教官の緊急養成を図らねばならない。

そのため、該当者を海外派遣し、研修を受けさせるとともに、海外から指導

教官を招へいし、該当者の指導に当たらせる。

指導教官は現地教官が育成されるまでの6年間、コースを担当する。

MIDIおよびKMITの設備を主に利用するが、不足する下記の機械類を追加配備する。

- ・追加必要機械類（プレス用およびプラスチック用金型製作のため。但し、基本的なもの。）

			百万円
Vertical milling machine (NC, 倣付)	@27	2台	54
Vertical milling machine	@25	10台	250
Surface Grinder	@10	2台	20
Profile Grinder	@15	2台	30
Jig Grinder	@15	2台	30
Jig Boring Machine	@30	2台	60
Setting machine	@10	2台	20
Press machine (50t)	@10	2台	20
NC Programme	@ 8	2台	16
計			500

(注) 学生数25人規模のコースを2コース同時併催する。

- ・再訓練コースの学科と実技

訓練期間：5年間（3年間は全般的な学科と実技に、残り2年間で専門コースに当てる。

学 科

- ①機械工学, 流体力学, 熱伝導, 材料力学, 機構学, 測定原理
(担当教員 2名)
- ②電気工学概論, 数学
(担当教員 1名)
- ③金型設計・製図, 製品設計・製図
(担当教員 2名)

実 技

- ①機械加工 (Machining of molds and dies) (担当教員 2名)
 - ・ Manufacturing of Auxilliary devices (including jigs)
 - ・ Maintenance of hand tools, machinery and equipment
 - ・ Boring
 - ・ Centering
 - ・ jig boring and profile Grinding
 - ・ Turning, milling, EDM and die sinking

②仕上(組立)加工 (Finishing(Assembly) of molds and dies)

(担当教員②~④ 2名)

- Marking
- Filing
- Scraping
- Chiseling
- Sawing
- Fitting
- Drilling
- Reaming
- Grinding
- Polishing
- Soft and hard soldering
- Assembly

③試験 (testing)

- Measuring
- Try-out
- Fixing

④修正 (modification)

実 技 (選択)

(担当教員 1名)

- Arc and gas welding.
- Forging of parts and tools.
- Working with index head.
- Working on shaping, broaching and CNC machining.
- Assembly of pneumatic and hydraulic components.
- Designing of mold and die.
- Basic computer programming.
- CAD / CAM application.

人員配置

年次 人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
教 員	5	10	10	10	10	8	5	5	5	5	3
パートナ-	5	10	10	10	10	8					
新人コース	25	50	50	50	50	50	50	50	50	50	25
再訓コース	25	50	50	50	50	25	0	0	0	0	0

(注) ・ 1~6年次は外国専門家を教員に当てる。7~11年次は

1~6年次のパートナーが教員に昇格する。

・ 1年次, 2年次, 2回に分けて学生募集する。1, 2年次とも新人コース, 再訓コースとも募集人員は各25名とする。(計100名)

授業時間数 (学科, 実技)

・ 45週/年と計算, 週4日制, 1日3時間授業とすると,

180(日) × 3 (時間) = 540時間

540(時間) × 5 (年間) = 2700時間

経 費

- ・追加必要機械類 500百万円
- ・同維持管理費 10百万円/年

・授業料

企業負担（在学中、又は卒業後5年以内に退職の場合、原則として、授業料は本人が企業に全額返済する。）

・給 与

研修期間中、50%政府が補助する。

4-2 玩具産業育成のための総合プログラム

対応策パッケージ①

業界組織化と経営・技術レベル向上のための中核となる機関を設置、運営する。

輸出産業としての急成長を持続するためには、コピー製品や粗悪品を排除し、品質・安全性を確保していくため、政府の協力のもとに業界ぐるみ協力していくことが不可欠である。これを実現するため、その中核となる機関を政府、民間の協力のもとに設立し、運営していく。

(プログラム)

玩具産業振興機関の設立運営

玩具専門の品質検査機関を中核とし、研修施設、情報・資料機能をも備えた機関を設立し、政府・民間の協力のもとに運営する。検査機関は政府が施設、機材を整備し、独立した非営利機関が運営する方式が考えられる。それには、当面以下の手段を講じる必要がある。

・検査専門家の育成

— 化学的検査、機械的検査のそれぞれにつき最低1名の専門家を養成するため、候補者を国外での研修に派遣する。

・検査制度の確立

— 安全規格、品質規格に沿って検査制度を新設する。玩具を輸出産業として育てていく上には、強制検査とすることが望ましい。

・権威ある検査機関の設置

— 上記2点を前提として、公的な立場で検査を行う機関を設立する。（施設、機材の整備には政

府の支援が必要と考えられる。)

- ・情報の収集・提供（見本の収集・展示を含む）
- ・安全性・デザイン・製品開発・生産技術に関する研修、セミナーの開催
- ・これら活動を通じての業界団体（Toy Association）の強化
 - －業界団体は、振興機関の運営に協力しながら、情報、研修、セミナーなどの面で自ら活動し、会員にサービスを提供する。
- ・バンコクにおける「玩具国際見本市」の開催
 - －近い将来の問題として、バンコクで毎年、玩具の国際見本市を開催し、外国人バイヤーの商談の便宜を図ることを検討する。

対応策パッケージ②

外国企業の進出、合併事業設立、技術提携等の促進による生産・技術・経営・販売能力のレベルアップ

日本・香港・台湾等の玩具メーカーの中にはタイへの進出、タイ企業との提携を望んでいる企業がなお多いと思われるため、その可能性を開拓する。

（プログラム）

投資誘致・合併・提携促進活動の展開

- ・BOI、工業省、玩具メーカーによる投資・合併誘致ミッションの派遣
- ・周辺産業分野をも含めたBOI、工業省による企業誘致活動を展開する
 - －従来展開してきた一般的な投資・合併誘致とは別に、玩具産業および周辺産業にしばった形での投資・合併誘致活動を展開するのが効果的と考えられる。その対象国としては、日本、香港、韓国、台湾および米国、EC諸国がある。
- ・外国からの投資・提携ミッションの招へい
 - －投資・合併誘致活動としては、タイ側からのミッション派遣や資料・情報提供とともに、関心ある外国業者をタイに招いて、玩具産業の実情を視察させるのが効果的と考えられる。
- ・希望企業間の合併マッチング
 - －国内、外国の玩具メーカーが希望する場合には、BOI、工業省、もしくは業界団体が積極的なマッチング活動を行うことが望ましい。

対応策パッケージ③

工業省のセクター機能強化と関係機関との協力強化

輸出産業としての玩具産業の育成を図るためには、推進者としての担当セクション、担当者を明確にし、関係政府機関（とくに商務省、大蔵省など）や業界との連絡、協力を図りつつ、育成策

の具体化を進める必要がある。

(プログラム)

玩具産業育成のための行政組織の強化と政策スキームの整備

- ・工業省担当セクション、担当官の設置（明確化）
 - －玩具産業育成を強力に進めていくには、工業省内に一連の振興措置、関係省庁や業界との協力関係などを一元的に統括し、推進役を果たすセクション、担当者が必要である。
- ・検査制度の整備
 - －前述の通り。これには工業省担当セクションの全面的な支援が必要である。
- ・業界組織化の支援
 - －一連の振興策を具体化していくうえで、業界組織を強化していくことが不可欠であり、それには政府担当セクションの積極的な支援が必要である。
- ・玩具工業会加盟企業を対象に以下の優遇策を与える。
 - ・制度金融（IFCT, SIFO）の玩具産業への適用
 - ・輸出金融（中央銀行のリファイナンス制度）の玩具輸出への積極的な活用
 - ・輸出機械（射出成形機、ミシン、裁断機など）の関税免除
 - －これらは、業界組織化への重要な支援手段ともなる。

対応策パッケージ④

商務省による輸出振興活動の強化と工業省との協力

中小企業の製品を含むタイの玩具輸出拡大には、商務省の活動を大幅に拡充・強化することが望ましい。その際、工業省との協調・協力に十分な配慮が必要と考えられる。

(プログラム)

商務省輸出振興局（DEP）による玩具輸出振興活動の強化

- ・海外の市場、産業情報の収集と業界への提供（前記の玩具産業振興機関とも協力する）の強化
 - －工業省や振興機関とも協力して、海外の玩具産業、玩具市場に関する情報を収集し、とくに中小玩具メーカーでの製品開発や生産、販売に役立つようなものを、「情報誌」にまとめて定期的に配布する。また海外での製品見本を継続的に収集して、国内で随時展示する。
- ・見本市参加、視察・売込みミッション派遣件数の増加
 - －急成長する玩具輸出に対応するには、見本市参加やミッション派遣への支援拡大が望ましい。
- ・タイの玩具産業に関する海外でのPR活動の強化
 - －「タイの玩具産業」のイメージを高めるため、主要市場でPR活動を展開する必要がある。

- ・海外マーケティング事情等に関する研修、セミナー
 - －海外事情にまだ知識のない中小メーカーを対象に、海外の産業、市場、製品開発に関しての研修セミナーを行う。

対応策パッケージ⑤

観光客向け民俗人形のデザイン、品質改善

外国人観光客が増加する中で、民俗人形のデザイン、品質の向上を図り、販売チャネルを整備すれば、市場開拓の可能性は高い。とくに欧米や日本からの観光客にとってスーベニアとしての民俗人形は需要の高い商品であり、品質、デザインを向上させ、販売チャネルを整えれば、売上げが大幅に増える可能性もある。

(プログラム)

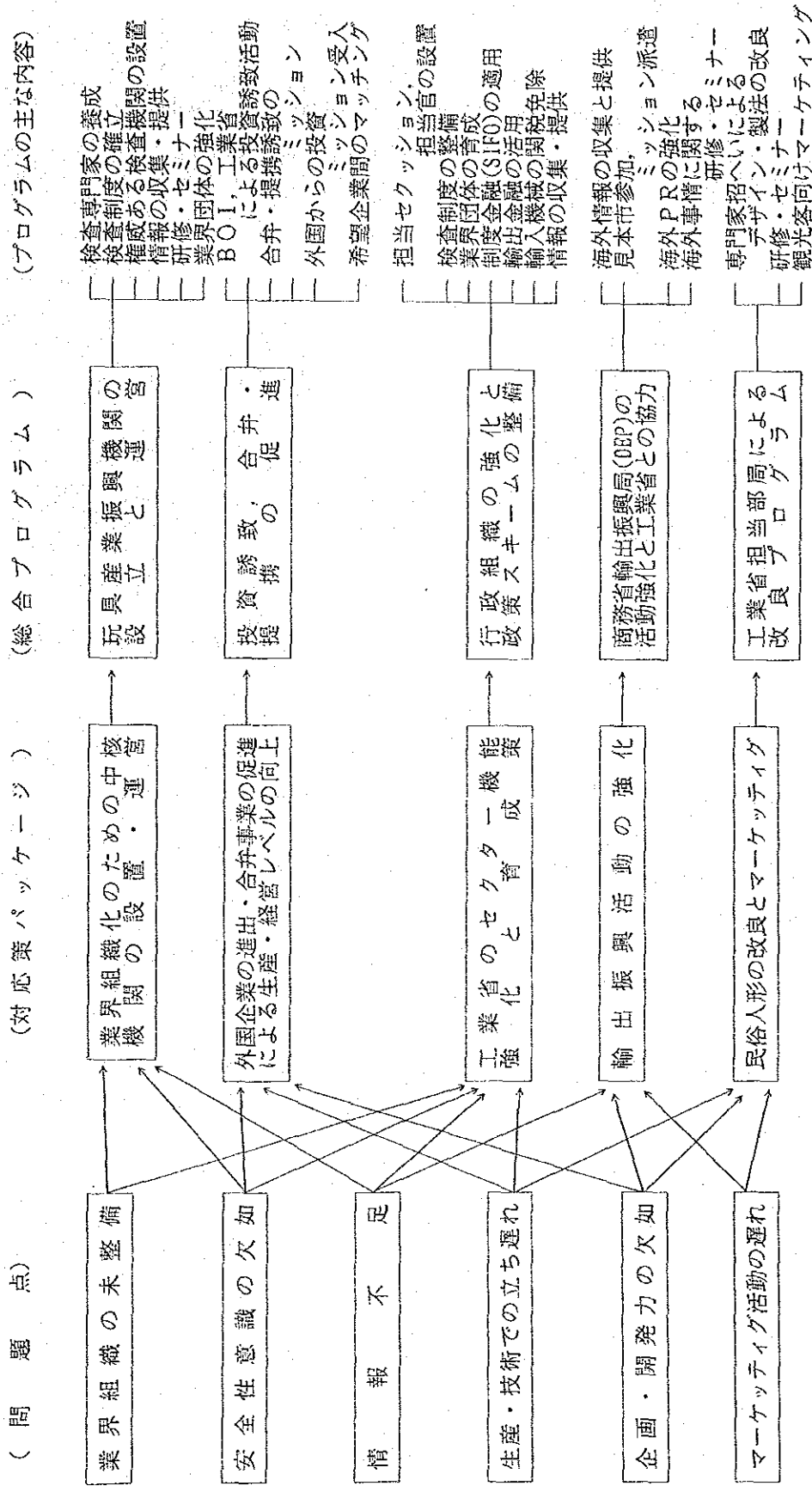
民俗人形改善のための技術・経営指導

- ・デザイン、品質を高めるための研修
 - －外国人専門家を招き、現に民俗人形を製作しているデザイナーや従業員を対象に、研修、セミナーを反復実施する。あわせてOJTを実施することも効果的と考えられる。
- ・観光客マーケットを開拓するための組織づくり、販売チャネルづくり
 - －外国人観光客を対象とする販売店を、空港、駅、ホテル、観光地周辺などに整備し、そこでこの種製品が販売できるよう配慮する。

表IV-7 タイ・玩具産業育成のための総合プログラム

対応策パッケージ	総合プログラム	実施方法と実施スケジュール				
		方法	1年次	2年次	3年次	4年次以降
<p>業界組織化と経営・技術レベル向上のための中核となる機関を設置、運営する</p> <p>輸出産業としての急成長を持続するためには、コピー製品や粗悪品を排除し、品質安全性を確保していくため、政府の協力のもとに業界ぐるみで協力していくことが不可欠である。</p>	<p>玩具産業振興機関の設立運営</p> <p>玩具専門の品質検査機関を中核とし、研修施設、情報・資料機能をも備えた機関を設立し、政府・民間の協力のもとに運営する。(検査機関は政府が施設、機材を整備し、独立した非営利機関が運営する方式が考えられる)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査専門家の育成 検査制度の確立 権威ある検査機関の設置 情報の収集・提供(見本の収集・展示を含む) 安全性・デザイン・製品開発・生産技術に関する研修、セミナーの開催 これら活動を通じての業界団体(Toy Association)の強化 	<p>外国研修 専門家招へい 機材整備 資料・情報活動</p> <p>講師招へい 専門家招へい 専門家招へい</p>	○	○	○	○
<p>外国企業の進出、合弁事業設立、技術提携等の促進による生産・技術・経営・販売能力のレベルアップ</p> <p>日本・香港・台湾等の玩具メーカーの中にはタイへの進出、タイ企業との提携を望んでいる企業がなお多いと思われるため、その可能性を開拓する。</p>	<p>投資誘致・合弁・提携促進活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> BOI, 工業省, 玩具メーカーによる投資・合弁誘致ミッションの派遣 周辺産業分野をも含めてBOI, 工業省による企業誘致活動 日本からの投資・提携ミッションの派遣 希望企業間の合弁マッチング 	<p>投資誘致</p> <p>投資誘致</p> <p>投資誘致</p> <p>あっせん</p>	○	○	○	○
<p>工業省のセクター機能強化と関係機関との協力強化</p> <p>輸出産業としての玩具産業の育成を図るためには、推進者としての担当セクション、担当者を明確にし、関係政府機関や業界との連絡、協力を図りつつ、育成策の具体化を進める必要がある。</p>	<p>玩具産業育成のための行政組織の強化と政策スキームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業省担当セクション、担当官の設置(明確化) 検査制度の整備 業界組織化の支援 玩具工業会加盟企業を対象に以下の優遇策を与える。 制度金融(IFCT, SIFO)の玩具産業への適用 輸出金融(中央銀行のリファイナンス制度)の玩具輸出への積極的な活用 輸入機械(射出成形機, ミシン, 裁断機など)の関税免除 		○	○	○	○
<p>商務省による輸出振興活動の強化と工業省との協力</p> <p>中小企業の製品を含むタイの玩具輸出拡大には、商務省の活動を大幅に拡充・強化することが望ましい。その際、工業省との協調・協力に十分な配慮が必要。</p>	<p>商務省輸出振興局(DEP)による玩具輸出振興活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の市場、産業情報の収集と業界への提供(前記の玩具産業振興機関とも協力する)の強化 見本市参加、視察・売込みミッション派遣件数の増加 タイの玩具産業に関する海外でのPR活動の強化 海外マーケティング事情等に関する研修、セミナー 	<p>資料・情報活動</p> <p>DEP活動</p> <p>講師招へい</p>	○	○	○	○
<p>観光客向け民俗人形のデザイン、品質改善</p> <p>外国人観光客が増加する中で、民俗人形のデザイン、品質の向上を図り、販売チャネルを整備すれば、市場開拓の可能性は高い。</p>	<p>民俗人形改善のための技術・経営指導</p> <ul style="list-style-type: none"> デザイン、品質を高めるための研修 観光客マーケットを開拓するための組織づくり、販売チャネルづくり 	<p>講師招へい 専門家招へい</p>	○	○	○	○

図IV-4 玩具産業育成のための総合プログラム



タイ国玩具産業振興機関の設立構想について

1. 目的

- (1) 製品の品質向上および安全性の確保のため、検査体制の充実を図る。
- (2) 生産技術のレベル・アップおよび各種生産管理手法の普及を図る。
- (3) 玩具の製品開発、デザイン、安全性、マーケティング等に関する知識の普及、啓蒙活動等を実施する。

2. 活動内容

(1) 検査活動

- a. 玩具メーカーからの委託検査の実施。
- b. 玩具輸出検査の実施。ただし、タイ国の輸出検査制度を設けること、および玩具を輸出検査の対象とすることが前提。
- c. 国際的に通用するタイ国玩具安全基準の整備およびメンテナンス。また、この基準に従った安全検査の実施。ただし、タイ国の安全検査制度を設けることが前提。
- d. 玩具業界に対する各国玩具規格・基準に関する普及・啓蒙活動の実施。

(2) 技術指導

- a. 安全な玩具の開発を目的としてデザインの指導。
- b. 製品の品質向上を目的とした技術指導。国際マーケットで通用している品質水準に、タイ国玩具を適合させるための技術指導。
- c. 生産性向上および安定した品質確保に資するための、生産管理技術の指導。
- d. 当センターの技術指導員による各玩具企業に対する出張指導。各玩具企業の要請に基づく技術コンサルタント活動。ただし、センターの技術指導員の養成が必要。

(3) 技術情報ライブラリー

- a. 海外玩具関連情報の収集および各企業への閲覧サービス。技術的内容が中心。媒体として、図書、ビデオなどを利用。
- b. 海外の一流製品の収集および各企業への閲覧サービス。人形を中心とする。
- c. 海外玩具関連情報のタイ語による提供。

(4) 海外広報

- a. タイ国玩具の安全性、品質、デザインなどの製品についての海外広報活動。
- b. タイ国玩具メーカーの生産量、品質管理能力、生産性などの生産者能力についての海外広報活動。

3. 必要とする建物および機材

(1) 建物

- a. 事務所
- b. 検査室
- c. デザイン・ルーム
- d. ワーク・ショップ
- e. ライブラリー

(2) 主要機材

- a. 検査機材
- b. ワーク・ショップ機材：工業用ミシン，裁断機など
- c. ライブラリー用機材

4. 運営主体

官庁および玩具業界の共同による公的な独立機関として設立。ただし，政府の関与，玩具業界の取り纏め方法等についての詰めが必要。

5. 運営資金の収入源

(1) 検査料収入

- a. 委託検査料
- b. 輸出検査料
- c. 玩具安全性審査料

—玩具のための検査機材や検査方法は，他の商品（とくに家庭用品，軽工業品等）にも広く応用できるため，余力を活用して検査料収入を増やすことも可能。

(2) 技術指導料

—検査データをもとに玩具メーカーに対して技術指導，コンサルティング等を行う。

(3) 会費収入

(4) その他

玩具産業振興機関の設立に関する段階的プログラム		
	(政府 機 関)	(民 間 業 界)
第 一 段 階	<ul style="list-style-type: none"> 工業省玩具担当セクション、担当官の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 担当セクション、担当官が、振興機関設立および検査制度の確立についての推進役、関係機関との連絡・調整役を果たす。 玩具検査の専門家招へい <ul style="list-style-type: none"> 検査制度確立に向けての準備に協力する。 玩具検査員育成のためのスタッフ海外研修 <ul style="list-style-type: none"> 化学、機械のエンジニア各1名を外国の検査機関に派遣する。 振興機関設立に向けての準備委員会設置 <ul style="list-style-type: none"> 上記工業省担当セクションを事務局とし、関係機関、民間業界を加えた委員会を発足させる。 	<ul style="list-style-type: none"> Toy Associationに、研究グループを設置 <ul style="list-style-type: none"> 玩具産業振興機関設立および検査制度の確立に向けて、業界の意見をまとめ、政府に協力する。 玩具の品質、安全性、製品開発、デザイン等に関する研修、セミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> 専門家を活用し、玩具メーカーの意識向上を図る。 (政府サイドでもこれに協力する) 同左の委員会に参加する
第 二 段 階	<ul style="list-style-type: none"> 振興機関設立準備委員会による設立計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> 検査制度、検査機関、情報サービス、研修等を含め、設立、運営計画を作成する。(必要に応じてF Sも実施する) 同右に協力する <ul style="list-style-type: none"> とくに各企業が活用しうる政策上の優遇措置のPRに力を入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左に参加、協力する 上記研修、セミナーの継続開催 玩具産業に関する「情報誌」の発行と配布 <ul style="list-style-type: none"> Toy Associationの会員を対象に「情報誌」を発行・配布する。 品質、安全性についての意識向上に重点を置く。
第 三 段 階	<ul style="list-style-type: none"> 玩具産業振興機関を設立 <ul style="list-style-type: none"> 検査制度の確立、機材の調達、検査専門家の確保には政府が全面的に協力する。 検査活動を開始 Associationと協力して諸活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> 品質、安全性の研修、セミナー 製品、デザイン開発等についての研修、セミナー 海外事情、マーケティングについての研修、セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> 同左に協力する <ul style="list-style-type: none"> 振興機関の運営については、業界代表が参加し、共同して責任を負う。 同左に協力する 同左に協力し、一部はAssociation側で実施する <ul style="list-style-type: none"> これらを通じて業界組織の強化を図る。

民族人形産業改善のための技術・経営指導プログラムの内容

1. 目的

外国人観光客向けに生産、販売されている北部地方（チェンマイ周辺）の民族人形の品質、デザインの向上と販路の開拓を図る。

2. 実施機関

- ・DIP（工業振興局）の Northern Industrial Promotion Center（在チェンマイ）が中心となり、DIPの関係部局がこれに協力する。
- ・可能であれば、民間レベルの団体（例えば Toy Association）も、業界組織化を進める意味からこれに協力する。

3. 実施方法

(1)技術、デザイン指導

- ・衣製人形の専門家（定評のある外国人の制作者、デザイナー）を招き、民族人形にしぼってのデザイン研修と制作実習による技術指導を実施する。
- ・当初3～4日のスケジュールで実施し、その反響、成果等を見きわめながら2回目以降の研修・デザイン指導を考慮する。
- ・なお、それに先立って、あらかじめモデルとなるような製品を外国人専門家に制作させておくのも一案と考えられる。

(2)経営・販売指導

- ・零細企業の経営に関する経営セミナーを開催する。
- ・これとともに、観光客向けスーベニアを扱っている商店（デパート、空港のスーベニア・ショップ、ホテルの売店等）等に売り込むための販売セミナーを実施する。
- ・外国の優れた民族人形を収集したうえ、その生産、販売のやり方を講義するのも効果があると考えられる。
- ・観光客マーケットを開拓するための方策をNIPICで検討し、指導する。

4-3 政策・制度面での対応

金型・玩具産業の育成には、以上に述べた総合プログラムの実施に並行して、それを政策・制度面から支援していくことが必要であり、効果的である。その点で、とくに重要と考えられる事項と提案を以下に掲げておく。

対応策①

投資誘致、合併事業の促進

重点事業での生産拡大、技術・経営レベルの向上には、外国企業の進出、合併事業の促進が必要であり、最も効果的である。

(提案)

B O I 投資奨励策の積極的な活用

金型、玩具のような重要な業種で、中小企業も含めた外国企業の誘致、合併事業の促進を図るため、奨励対象としてこれらの業種を明示したうえ、積極的な誘致活動を展開する。またこれには、以下の点が重要と考えられる。

- ・重点業種の明示（とくにサポーティング産業の重視を明確化する必要がある）
- ・投資誘致、合併マッチング活動の推進
 - －中小企業業種での投資誘致や合併、マッチングをキメ細かく、しかも効果的に進めていくには、B O I と工業省の業種担当セクションが協力し、積極的に可能性企業を掘り起こし、かつあっせん活動を展開していく必要がある。

対応策②

工業省の政策機能強化と業界組織化の推進

技術指導に重点を置いてきた工業省の政策機能を強化する。とくにセクター別の担当を確立し、業界の組織化を推進することなどを通じて、セクター別政策の推進を図る必要がある。

(提案)

工業省のセクター別政策機能確立と業界団体の育成

- ・セクター別担当セクション、担当官の設置と振興策の推進
- ・他省庁、関係部局との連携と協力体制の確立
 - －業種別振興策の策定には、金融・税制・関税上の優遇措置が効果的であり、それには他省庁、部局に対する説明、説得、協力がきわめて重要な役割を果たす。

・業界団体の設立、その活用を通じての育成

－業種別振興策の実施には、業界の組織化、業界団体の育成を通じて、民間業界の協力を得ることが不可欠である。それには、政府が（統制ではなく）具体的な支援を業界団体経由で与えていくことが効果的である。

対応策③

中小企業政策の強化と体制の整備

中小企業の重要性を確認し、その育成策の基盤となる法、体制の整備を図ることが緊急である。現在、その準備が進行中とのことであるが、その早期具体化が望まれる。

（提 案）

工業省の中小企業担当セクションを明確にし、体制を整備する

・中小企業法の制定

－中小企業の重要性を確認し、その育成措置の基盤となる法律制定は必要である。

・中小企業向け制度金融（IFCT、SIFO）の拡充と活用、とくにSIFOの資金力強化、支店網強化、PR活動の強化

－現存する制度金融は、とくに中小企業育成の緊急性からみて、資金量、店舗網、スタッフ共に不足であり、その早急な拡充が望まれる。またこれにともなう融資保証機構の整備（とくにSIFOのSICGF－小規模企業保証基金への加盟）も必要である。

・中小企業向け経営指導の強化

－中小企業の経営者一般に対する経営・経理等の指導（セミナー、研修、巡回指導、コンサルティング等）も拡充することが望まれる。

対応策④

中小企業向け資料・情報サービスの拡充・強化

中小企業における情報不足は深刻であり、その克服は重要な政策課題である。多くの中小企業が、基礎的な知識、情報に欠けている点は、緊急に克服すべきである。

（提 案）

工業省の資料・情報機能の整備と積極的活用

当面は重点業種、地域産業などを対象として資料・情報機能を強化し、将来はこれらの統合、連

携による総合的な中小企業向けの情報サービス体制をめざすべきであろう。この方向で、将来、例えば資料・情報機能に研修、相談、機能等を加えた「中小企業振興センター」を設立することも効果的と考えられる。

対応策⑤

商務省、工業省間の連携・協力

輸出産業育成への行政サービスや振興策については、商務省輸出振興局の活動強化とともに工業省との間の連携・協力が不可欠である。

(提 案)

DEPとDIPの協力体制の確立

商務省輸出振興局（DEP）の輸出振興活動と、工業省の工業振興局（DIP）の間の連携・協力を強化する。とくに以下の2点での連携・協力が重要であり、これらについて両局間の協力委員会を組織することが必要と考えられる。

- ・海外情報の収集と提供
 - －両局間で「海外情報連絡会」を設置、運営する。
- ・輸出産業向けの研修、セミナーの開催、また、DEPの活動強化をとくに、市場調査、見本市参加、ミッション派遣、海外PRなどの面で進めることが必要である。
- ・セクター別担当セクション担当官の設置と振興策の推進
- ・他省庁、関係部局との連携と協力体制の確立
 - －業種別振興策の策定には、金融、税制、関税上の優遇措置が効果的であり、それには他省庁、部局に対する説明、説得、協力がきわめて重要な役割を果たす。
- ・業界団体の設立、その活用を通じての育成
 - －業種別振興策の実施には、業界の組織化、業界団体の育成を通じて、民間業界の協力を得ることが不可欠である。それには、政府が（統制ではなく）具体的な支援を業界団体経由で与えていくことが効果的である。

表IV—8 タイ金型・玩具産業育成への政策面での対応

対 応 策	政策面での提案	実施方法と実施スケジュール				
		方 法	1年次	2年次	3年次	4年次 以降
投資誘致、合併事業の促進 重点事業での生産拡大、技術・経営レベルの向上には、外国企業の進出、合併事業の促進が必要であり、最も効果的である。	BOI投資奨励策の積極的な活用 金型、玩具のような重要な業種で、中小企業も含めた外国企業の誘致、合併事業の促進を図るため、奨励対象としてこれらの業種を明示したうえ、積極的な誘致活動を展開する。 ・重点業種の明示（とくにサポーターリング産業の重視を明確化する必要がある） ・投資誘致、合併マッチング活動の推進	BOI 投資誘致	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
工業省の政策機能強化と業界組織化の推進 技術指導に重点を置いてきた工業省の政策機能を強化する。とくにセクター別の担当を確立し、業界の組織化を推進することなどを通じて、セクター別政策の推進を図る必要がある。	工業省のセクター別政策機能確立と業界団体の育成 ・セクター別担当セクション、担当官の設置と振興策の推進 ・他省庁、関係部局との連携と協力体制の確立 ・業界団体の設立、その活用を通じての育成		○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
中小企業政策の強化と体制の整備 中小企業の重要性を確認し、その育成策の基盤となる法、体制の整備を図ることが緊急である。	工業省の中小企業担当セクションを明確にし、体制を整備する ・中小企業法の制定 ・中小企業向け制度金融（IFCT、SIFO）の拡充と活用 ・SIFOの資金力強化、支店網強化、PR活動の強化 ・中小企業向け経営指導の強化	— 専門家 — 招へい (実施中) 専門家招へい	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
中小企業向け資料・情報サービスの拡充・強化 中小企業における情報不足は深刻であり、その克服は重要な政策課題である。	工業省の資料・情報機能の整備と積極的活用 当面は重点業種、地域産業等を対象として資料・情報機能を強化し、将来はこれらの統合、連携による総合的な中小企業向けの情報サービス体制をめざす。この方向で、将来、例えば資料・情報機能に研修、相談、機能等を加えた「中小企業振興センター」を設立することも効果的であろう。	資料・情報活動	○	○	○	○
商務省、工業省間の連携・協力 輸出産業育成への行政サービスや振興策については、商務省輸出振興局の活動強化とともに工業省との間の連携・協力が不可欠である。	商務省輸出振興局（DEP）の輸出振興活動と、工業省の工業振興局（DIP）の間の連携・協力を強化する。 ・海外情報の収集と提供 ・輸出産業向けの研修、セミナーの開催 ・DEPの活動強化（市場調査、見本市参加、ミッション派遣、海外PRなど）	資料・情報活動 講師招へい DEP	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

4-4 プログラムの優先順位の検討

金型、玩具産業について提案された総合プログラムの優先度はそれぞれの記述の順序（表の順序と同じ）の通りである。限られた資金・人材などの制約の中において、プログラムを実施してゆくこととなることから、各プログラムに対してプライオリティ付けをすることが必要であろう。

今回提示されたプログラムについては、いずれも十分なフィージビリティ調査を通じて提案されたものではないため、例えば、その投資・効果の数量化から算定されるIRRといった具体的数字をもってプライオリティを決定することはできない。

次善の策として、大要以下のクライテリアについて若干の調査団の主観的な判断を加えつつ、各プログラムのプラスオリティ付けを試みた。

- 1) 既存プログラム実施組織の有無
- 2) プログラムの成熟度
- 3) プログラムの緊急度
- 4) 投資規模
- 5) プログラムの産業への直接的インパクトの大きさ
- 6) 国際機関等の外部からの支援の必要性

最後に、プログラムの優先順位とは別に、一連のプログラム実施については、とくに工業省に該当セクターに関する担当のセクション、担当官を設置し、その政策立案・具体化への機能確立するのが不可欠であることを強調しておきたい。この担当セクション、担当官は、当該産業についての政策の立案を具体化についての中核となり、プログラム具体化への推進役を果たす。（図IV-5参照）この体制を確立しない限り、プログラムの具体化はとうてい困難と考えられる。

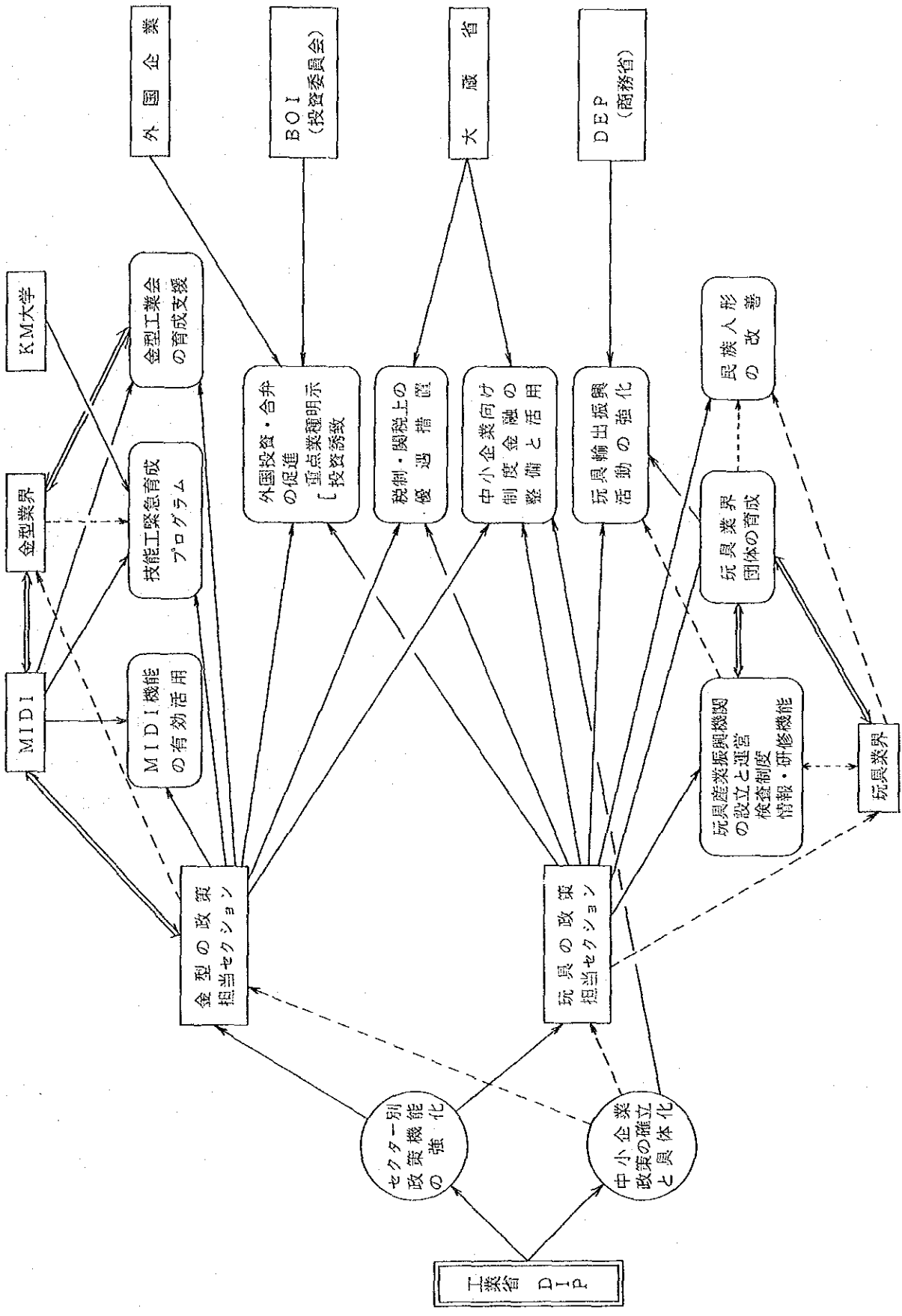
表IV—9 プログラム（金型）優先順位の検討結果

	M I D I 機能の活用	金型工業立設と活用	合弁立設の促進	金型緊急プログラムの実施	金型産業育成プログラムの整備	大学、高校レベルのエンジニアリング教育の拡充
1. 既存実施組織の有無	有	無（金型企業組織化検討）	金型専業メーカーの進出例有	有（KMITにてドイツが実施中）	無	有
2. プログラムの成熟度	高い（現行支援）	中程度	高い	低い	低い	中程度
3. プログラムの緊急度	高い	高い	高い	高い	中程度	中程度
4. 投資規模	小さい	小さい	大きい（もし、工業団地を設立すれば）	中程度	小さい	中程度
5. 直接的インパクトの大きさ	中程度	中程度	大きい	中程度	大きい	中程度
6. 外部支援の必要性	大きい	中程度	大きい	大きい	小さい	大きい
優先順位	1	2	3	4	5	6

表IV-10 プログラム（玩具）優先順位の検討結果

	玩具産業振興機関の設立・運営	合併・提議促進の活動	玩具産業育成のための行政組織の強化と政策スキームの整備	商務省輸出振興活動(0BP)による玩具輸出振興活動の強化	民族人形改善のための技術・経営指導
1. 既存実施組織の有無	無	玩具メーカーの進出 例あり	無	有	無
2. プログラムの成熟度	高	高	低	中	小
3. プログラムの緊急度	高	高	中	中	中
4. 投資規模	大（含建屋）	大	小	小	小
5. 直接的インパクトの大きさ	大	大	中	中	中
6. 外部支援の必要性	大	大	中	中	中
優 先 順 位	1	2	3	4	5

図IV-5 総合プログラム実施に当たっての工業省の対応



JICA